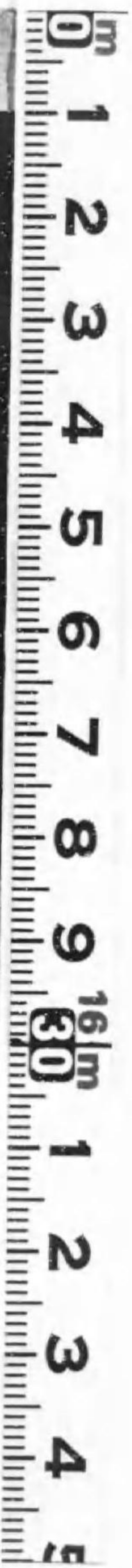


美容師になるには

美容指導叢書  
第十一編

特 220

146



始



特 220  
146

美容師

になるには

職業指導研究會編

職業指導叢書(第十一編)

東京 三友社 發行



## 序

大海に船出するには羅針盤が必要である。これと同様に、數ある職業の中から吾々の一生を托する職業を選ぶには又職業選擇の羅針盤が必要である。職業指導書は、これから、人生々活の第一歩を踏み出さうとする人達の爲に、陸軍々人、海軍々人、小學校教員、醫師、看護婦、産婆、美容師等々と、出来る限りの職業を網羅して、此等各職業の性質を説明し、かくくの職業に就くには、かくくの道順を通らねばならぬ、かくくの業務を習得するには、かくくの手續きを踏まねばならぬと云ふことを叙述したものである。

人には各天分があつて何人も自己の天分に適應した職業を選ばなければ

ばならぬ。自己の天分に適應した職業を選ぶと云ふことは、單に自己の幸福の爲だけでなく、國家社會に對しても當然なさねばならぬことである。なんとすれば、國家社會は各人が各其の天分に應じて出来るだけ奉仕するところに其の發展が期せられるからである。

本叢書はそれ／＼其の道の専門家に依囑して、執筆してもらつたものであるが、紙數に制限あり、一方公刊をいそいだ爲に、或は多少の缺陷があるかもしれない。然しこれは他日の補正を期することにして、兎にも角にも本書の上梓が職業選擇の上に何等かの参考になるならば幸である。

編者識す

昭和八年九月

# 目次

## 第一編 總說

- 第一章 新時代と女性の職業……………一
- 第二章 美容師とは何か……………五
- 第三章 美容師になれる條件……………八
- 第四章 美容師の收入その現在數……………一〇
- 第五章 美容師となるには……………一七

## 第二編 美容學校

- 第一章 概 說……………二〇
- 一 美容學校の目的 編制……………二〇
- 二 修業年限及學費……………二三
- 第二章 東京附近の美容學校……………二六

目次

二

一 ハリウッド美容研究室……………二六

二 マリールウイズ美容女学校……………三三

三 芝山美容学校……………四二

四 その他の諸学校……………四四

第三章 地方の美容学校……………四八

第三編 美容術試験……………五〇

序……………五〇

第一章 試験の科目及程度……………五〇

第二章 試験の準備……………五二

第三章 出願手續……………五三

第四章 試験の實際……………五九

第四編 美容師の將來……………六九

第一章 美容と醫學との提……………七〇

第二章 美容技術の向上……………七四

附 録

一 美容術營業取締規則……………七七

二 美容術開業諸手續書式……………八三

三 最近美容術試験問題及解答……………八九

# 美容師になるには

## 第一編 總 說

### 第一章 新時代と女性の職業

過去の封建的な舊家族制度や思想といふものが今や完全に破壊しつくされんとして  
ある昨今、數年に渉る世界的不景氣に人間生活が追詰められる所まで追詰められて來  
た今日の社會に於ては、女性は唯忍従、貞淑の美德をのみ家庭に擁り續けては居れな  
くなつた。

急激に捲起つた津浪のやうに女性の職業戦線進出は開始された。

最も勇敢に舊習の殻を打破つて職業戦線に向ふ女性達を見る時、此の女性達に依つ  
て政治、經濟界への新しき生命が植付けられ、もつと輝かしい光明が我が帝國に訪れる

様な氣がする。

今、掲げたのは、有名な婦人雑誌社編輯長が語つたことの要領です。女性乃至女性と多く利害を共にする人達のことには若干の自惚がないでもありません。然し、働く婦人が増々その數を増して行くことは事實です。

昭和五年の第二回國勢調査の調べに依りますと、大概

女子總數

三千一百七十七萬人

有業婦人

一千〇十三萬人

で、全女性の三分の一は職業を持つて眞面目に生活の爲に働いて居ることになります。有業婦人の内譯を示せば

- 農業者 六、三六〇千人
- 商業者 一、四三〇
- 工業者 一、〇〇〇

家事使用人

七一〇

(女中、女給、藝妓、娼妓、酌婦その他)

公務自由業

三四〇

(女教員、女醫、文筆者その他)

交通業者

八〇

水産業者

四〇

鑛業者

四〇

その他

九〇

と言ふ有様ですが、是以來種々の事情の下に多數の婦人を生活職に働かしてゐるのであります。一月十三日の東京日々新聞紙上に「今、昭和八年春に於ける都下職業紹介所に於ける求人申込は五千人、それに對する求職婦人の數は五萬人、十對一の競争で有る。昨年比して、求人申込の増加は約二割、然も之に對する求職者の數は二倍である。」と言ふ記事を見ました。例へ新しい婦人の職業部門が開かれて行つたとしても

(それは確かに新しい分野が開拓されつゝ有りますが)婦人職業戦線の闘争の激化は火を見るよりも明らかです。

これからの若い婦人達は生活と職業の問題を充分に眞剣に考へなければなりません。最近の婦人職業戦線を見渡して痛感するのは、高等女學校を卒へて、更に「女乍らも専門學校を出て居る」人達の惨めな有様です。之に反して専門的特殊技能を有する人達が比較的歓迎されることです。

知識有る婦人よりも技能ある婦人が、今日の社會には要求されて居るのだと言へます。技能有る婦人とはどんな人達か。例へば、タイピスト、速記者、産婆、看護婦、裁縫師、美容師、女教員等です。その中には多分に知識を必要とするものも有りますが、比較的個人の技能を主とし、之を資本として充分獨立してやれるものは、裁縫師、産婆、美容師等です。

本書はその美容師を志す人の爲の指導書です。

世にはその第一步を踏過つたばかりに、失敗の苦痛を嘗め、折角の眞面目な生活へ

の希望を失つてしまふ氣の毒な人が少く有りません。思ふにこれは「完全なる指導書」「完全なる案内書」のないことに基くものでせう。本書はこの「完全なる指導書」たらしめる目的の下に、それ々の方面の専門家を煩はして研究に研究を重ねたものです。

手前味噌はよして、愈々本文に入ります。皆さんは、どうか最後まで充分に讀徹して頂き度い。でない、折角完全を目標として作られたものが完全でなくなつてしまふやうになります。

## 第二章 美容師とは何か

美容師とは、

斯う改るまでもなく皆様はよく御承知と思ひますが、念の爲にその概念をハッキリさせて置かうと思ひます。

警視廳の美容術營業取締規則(卷末に附録として有ります)第一條に「本令に於て美



容術營業と稱するは頭髮、鬚髯の剪剃、結髪、美毛術、美爪術又は美顔術を爲す營業を謂ふ」と有ります。これは所謂理髮、結髪、それに之から述べる美容師をも含んで居るのです。此の中で結髪、かみゆひは古くより權威有る婦人の職業となつて居ります。

此處に述べる美容師とは、此の所謂かみゆひさんとは似而非なるものです。勿論廣い意味での美容師とは前掲の美容術營業取締規則第一條に有る如くです。狹義の、眞實の意味での美容師は、在來のかみゆひさんがする結髪の外、婦人の容貌、姿態、服裝、持物等にまで立入つて、絶えず流行に注意して、之を研究して、婦人に取入れさせ、又自らも流行を産んで行くのです。世の多くの婦人雜誌に、毎月二つ三つの新しい結髪法が紹介されて居ないことは有りません。斯くして美容師は從來のかみゆひさんとは全く進歩したものとなつて居るのであります。

別の方面から美容師に就いて考へて見ませう。

美は婦人の生命です。婦人は飽くまでもその生命を守らうとします。結髪、化粧、

着附は此等婦人の生活になくてはならないものでせう。さうすると勢ひ美容師は婦人の生命をまもる人とも言へませうか。

兎に角美容師が在來のかみゆひさんを驅逐して女性美を作り、育て行くものとなつて行くのは事實です。

美容師を志す人々は、現在の奥様、お嬢さま相手の營業から更に進んで、凡ゆる階級の總ての婦人の美といふ生命を價值あらしめることが必要です。

横へそれたやうですが、美容することが益々必要となり、従つて、美容師は多くを要求されます。美容師は婦人の生活と密接な關係を有するもので、決して奥様、お嬢様と言はれる人達に對してのみ美容師であつてはなりません。

美容師とは何か——に就いては之で擱きますが、本書を讀了へられる時には、ハッキリと美容師とは何かが判つて頂けるでせう。それまで、美容師とは、つまり美容師（讀者の方々のお考へのやうな）と思つて居て下さい。

## 第三章 美容師になる条件

美容師となる資格と言へば何だか改つたやうですが、つまり、どんな性格の人が美容師となるに適するかと言ふ問題です。

前に述べた通り、美容師は流行その他に就いての充分なる知識を必要としますから、矢張り世の動きに敏感な、願へることなら研究心に富んだ創造性の有る方で有つて欲しいのです。在來のかみゆひさん型の人ではなかく、難しいこと、言はねばなりません。

善かれ、悪しかれ、世の流行は残らず取入れて研究消化して我がものとし、世の婦人達をリードして行かねばならないのです。到底、研究心の少い我儘な氣性の人は成功出来ません。美容師を志す人は誰でも真剣な心掛が必要です。

又、世の職業婦人の凡てに通ずる條件、即ち、健康で明朗で良い意味の近代性を有する人でなければならぬことは勿論、美容師が顧客相手の營業で有る以上、或る程

度の社交性が有り（所謂婦人としての社交性ではない）又經濟上の頭腦を有する人でなければなりません。

美容技術は、學校なり講習所なりに於て實地に習得され、學課は自分で存分勉強することが出来ませんが、社交性、經濟觀念を養ふ——つまり社會人としての教養を得る——には、矢張り平素之に心がけておかねばなりません。これは何でもないことのようにですけれども見逃してはなりません。折角美容師としての充分な技術を有ち乍ら、社交性や經濟觀念が不充分で有つた爲めに、經營を過つて失望しなければならぬことが有ります。

技術に就いては教育して呉れる所が多いのですが、社交法、經營法は自ら習ふ外有りません。不斷の注意に依つてよく之を養ひ、實際經營の場合に無形の有力なる資本としたいものです。

此の外、本論に入る前に述べておきたいことが澤山有りますが、それはその都度必要に應じて述べることにし、第四章の美容師の收入、現在數に就いて簡単に述べてお

きます。

兎に角、美容師は技術者と言つても。單にそればかりではなく、社交法、經營法に就いても力を注がねばならない、言ひかへれば、純然たる美術家肌でもなく、と言つて又純然たる商賣人肌のみではない人でなければならぬ。即ち美容師は、一見相容れないかのやうな、技術方面と經營方面との二方面に於て遺憾なきことを必要とすると言ふことはよく判つて頂きたと思ひます。

### 第四章 美容師の收入、その現在數

美容師を志す人達の中には、その收入やその同業者の數に就いて知りたい方が少ない筈です。

職業に就くのは生活の爲です。それならば生活の爲の働きがどれだけの收入をその人に與へるかに關心せずには居られません。

美容師は前に述べた通りの營業ですから、その成績如何に依つて收入も異なる譯です。

だからどれ位の收入が有るとも言へません。が美容料金は大體に於て一定して居りますから、收入を推測する参考にはなります。

次に掲げるのは東京市に於ける三越、松屋、白木屋、松坂屋、美松、伊東屋等の美容部に於ける定價表があります。

#### ウ エ イ フ

- マーセルウエイヴ (波型) 一〇〇
- ラウニドカール (巻毛) 一〇〇
- リングレットカール (房型) 一五〇
- フィンガーウエイヴ (水と指應用) 一五〇
- コームウエイブ (水と櫛應用) 一五〇

#### 美 顔 術

- ヘヤーカット (美髪) 一〇〇
- ラエイシアル (美顔術) 一〇〇

美容師になるには

お化粧は別に

お化粧粧

アーモンドミールパック

(しみ、そばかすの人に)

マツトパック

(にきび、脂肪性の人に)

洗髪

シンジング(抜毛止め)

シャンプー(断髪)

同(普通長髪)

同(特長髪)

同(日本髪)

オイルシャンプー

一三

五〇

八〇

一・五〇

一・五〇

一・〇〇

六〇

一・〇〇

一・三〇

一・五〇

一・〇〇増

結髪

スキャルブトリートメン(頭部マッサージ)

洋髪(ネット材料附)

日本髪(島田しまだを除く)

日本髪(島田)

染髪

赤髪染(但し材料別)

白髪染(同)

金髪染

マニキュア(美容術)

衣裳着附

パーマネントウエヅ

二〇・〇〇—三〇・〇〇

一・五〇—五・〇〇

一・〇〇

右、参考になると思ひます。大坂は之より高く、神戸、横濱は東京と大差有りませ  
ん。地方へ行くに従つて漸次廉くなります。

美容師の収入は右の料金以外に心付けが有ります。大都市に於けるその額は相當な  
ものです。

總て技術が資本であつて、化粧品費は僅少ですから、美容師の収入は侮り難いもの  
で、東京市内の美容師は一人月收百圓を下る人は有りません。二百圓、三百圓の収入  
を得て居る若い美容師も少くないのであります。

収入に就いては明瞭な數字が掲げられず残念ですが、兎に角、美容師はその生活を  
充分に保證されて居り、將來への研究の餘裕も充分に與へられて居ることは筆者が實  
地に見聞して居る所です。

美容師が全國に幾人有るか、之も知りたいことです。残念なことにはめざましく發

達して行く此の方面に就いては完全な統計が得られないことです。次に掲げておくの  
は昭和八年六月に施行さるべき東京警視廳管下の美容術試験の出願者表です。御參考  
になると思ひます。

斯のやうにその志望者が増し、その大部分、九〇パーセント近くが合格して行つて  
も未だ美容師は多數が要求されて居ります。本書がその確實な統計を掲げ得ないこと  
は美容師といふ職業が最近著しく進歩し、今も猶素派らしい發達をなしつつあると  
いふ證據にもなります。

昭和八年度東京警視廳管下の美容術試験出願者總數は四、八八二人であります。之  
を組合別に見れば次の如くであります。

(組合名)	(員數)		
麴町組合	八五	西神田	八〇
丸ノ内	三三	萬世橋	一五
錦町	九三	久松	一〇〇
		堀留	三
		新場橋	八〇
		築地	一五
		京橋	一〇〇
		月島	三

愛宕組合	三田	高輪	鳥居坂	表町	六本木	青山	四谷	神樂坂	早稲田	富坂	大塚	本富士	駒込	上野	坂本
二三	三五	四七	六九	八〇	九二	一〇四	一一六	一二八	一四〇	一五二	一六四	一七六	一八八	二〇〇	二一二
谷中組合	象潟	日本堤	藏前	菊屋橋	兩國	太平	厩橋	言問	平野	扇橋	洲崎	品川	大森	大田	蒲田
三	一五	二七	三九	五一	六三	七五	八七	九九	一一一	一二三	一三五	一四七	一五九	一七一	一八三
世田谷組合	目黒	荏原	大井	淀橋	原宿	代々木	戸塚	中野	杉並	澁谷	巢鴨	池袋	目白	尾久	王子
二五	三七	四九	六一	七三	八五	九七	一〇九	一二一	一三三	一四五	一五七	一六九	一八一	一九三	二〇五

### 第五章 美容師となるには

美容師となるには次の様な方法があります。

1 美容学校、美容術研究所等に入學して學科、實地を修得して美容術試験を受ける。

2 美容院の助手として實地に就て修得して美容術試験を受ける。

右の二つ、何れにしても美容術試験は受けなければなりません。美容術試験に就い

瀧野川	板橋	南千住	日暮里	三河島	千住	寺島
一	二	三	四	五	六	七
吾妻	龜有	龜戸	砂町	小松川	八王子	町田
一	二	三	四	五	六	七
府中	田無	青梅	五日市	諸島		
一	二	三	四	五		

ては後に述べますが、美容術試験は、資格試験であつて競争試験ではありませんから、實力さへ有れば誰でも合格します。

志望者は自己の境遇、性質等を考へた上でその路を選ばなければなりません。此の第一歩を踏過らないやうに注意が肝要です。

その人の器用、無器用の性質にも依りますが、美容全般にわたつて何等非難すべき點がないまでに熟練するには、少くとも四、五年は要します。僅か、半年か一年の日子の間に一人前の美容師を養成することは先づ困難なことです。が、不自由をしのいでなるべく短期間の日數でもつて、美容術全般に涉つての知識、技能を授ける爲に、美容學校や美容研究所があります。

美容學校、美容研究所に學ぶ方が、短月日にその資格が得られます。その代り普通の學校と同様學資のことも考へなければなりません。又學校といつてもほんの名稱ばかり、實は生徒は三、四人と言つたインチキな學校も有るし、又そんな名稱にはこたはらず實質本位で、堅實な技術と、美容師としての必要な事柄を教授する親切な學校

も有ります。だから、その選擇には餘程注意を要します。事前によくその學校の教授法、設備、教師等に就いて調査の上、入學しないとんだことになりません。學校には入つた、授業料、練習費は相當費つた。だが、結局得る所はなかつたと言ふやうな人が世間には非常に多いのです。

一言申加へておきますが、授業料が高いとか安いとか言ふのは決して金額の問題ではなく、その質の問題です。例へば、月五圓の月謝でも、それで何等得る所がなければ、結局高い月謝になり、その逆に月百圓とられても、斯くして得た技術が終生役立つならば安いと言はねばなりません。授業料の額の高低によつて進退を定めるのは愚の骨頂でせう。

學校なり、研究所へ行くのは相當餘裕の有る人のことです。或は皆さんの中にはさうでない方も有りませう。さういふ方は第二の方法をとられる譯です。これは別に申上げるまでもないと思ひます。が斯うして一人前となつた美容師の技術は確實です。唯残念なのは比較的長い日數をかけなければならぬことです。

## 第二編 美容學校

### 第一章 概 説

一口に美容學校とは申しますが、その中にはいろいろなを含んで居ます。今迄述べて來た如く美容師に種々な相違が有ることからこれは分れて居るものですから、單に髮結ひさん、床屋さんを養成する所も、又所謂モダンな美容師の養成を目的とする所もあります。

此の編では美容學校の概説を述べて讀者の知らうとする所に答へ、東京を中心としての美容學校を紹介することにします。

#### 一、美容學の目的、編制

いろいろな名稱があります、美容女學校、美容學院、美容研究所、美容術研究室等々——本書中では纏めて、單に、美容學校と稱します。

美容學校の目的は、結髮術、美裝術、美爪術、美顔術等に關する理論及び技術を教授し且つ研究し、更に女子實踐道德の要旨を授けて、優秀な技術を有し且つ貞淑有爲なる美容家を養成するに有ります。

美容學校に於ては、右の目的に達する爲諸種の學科、實地の教授が行はれます。その目的の相違、修業年限、程度、種類に従つて幾つかの科が有ります。學校に依つて種々な名稱は有ると思ひますが、その大概を述べて行きます。

本科——或は普通科等と呼ばれて居ります。此の科は、日本髮、洋髮、美顔術、美裝術等の全般に涉つて秩序正しく順序を踏んで正規に學習する科であります。全然、美容術の知識のない人でも此の科を卒業すれば、確かな腕を持ち一流美容家として立つて行けます。

その事業科目は次の通りです。

#### 日 本 髮



美容師になるには

- 洋 髮
- 美 装 術
- 美 顔 術
- 美 爪 術
- 剃 刀 術
- 結髮學說及結髮變遷史
- 生理、衛生、傳染病學
- 美容材料品學
- 美容術營業關係法規
- 日 常 禮 法
- 修 身

研究科——高等科 高等專攻科等と呼んで居ります。本科の所定修業年限を終つてから、更にその全般、或は専門の研究を目的とします。

專修科——專科、特科等と呼んで居ります。相當美容に關する知識ある人達が日本髮、洋髮、美顔術、美裝術、美爪術、剃刀術等の一つに就いて修め、その奥儀といふやうなものを修めるのを目的とします。

受験科——は美容術試験受験者の爲に、美容術に關する生理衛生傳染性疾病の大意、消毒法、美容術材料品學、美容術關係法規等に就いて教授するのを目的とします。

右に述べた外、種々な名稱の科も有りますが、實際に於ては大概右に歸するものです。

## 二、修業年限及學資

學資の問題は前にも一寸述べておきましたが、これは諸姉の最も知りたい所であると思ひます。が、残念乍ら、之に就いては一概に申上げることが出来ません。又修業年限に就いてもさうですが、大體、本科は一年以上、專科、研究所は一年以下です。此の點は結局、個々の美容學校に就いて知る外はないので有ります。

美容師になるには

二四

然し、大體の標準へうじゆんと言ふものは有ります。それに就いて述べて見ませう。

修業年限は、

本科	科	—	一	ケ	年
洋髪	普通科	二	ケ	月	
洋髪	研究科	二	ケ	月	
和髪	研究科	三	ケ	月	
和髪	普通科	二	ケ	月	
美粧	術科	二	ケ	月	
美爪	術科	二	ケ	月	
受驗	科	一	ケ	月	
速成科	—	三	ケ	月	乃至六ケ月
研究科	—	期間自由			
専科	—	二	ケ	月	以上

が大體の標準になつて居ります。

學資としては

授業料		
本科	科	一ケ月 五圓乃至十五圓
研究科	同	十圓程度
専科	同	二十圓

實習費

學校によつては器具を貸與しますが、大部分は器具、消耗品等の費用を負擔しなければなりません。

校費—不定

が一般です。

授業料の高い所は修業年限が短く、廉い所は年限が長いのが普通です。が、前申した通り授業料の高低は金額の問題では決してないので、學校の選擇には充分な

る注意を要します。

一般に、一人前の美容師になるには、一年以上の日数と二百圓位の學資を必要とします。

漠然と、大まかなことを述べるより、次の章に掲げる東京附近の各學校に就いてよく御研究下さい。

## 第二章 東京附近の美容學校

### 一、ハリウッド美容研究室

——京橋區木挽町四丁目三番地ノ一號泰聖ビル——  
パーマメントウエーブを始めて我が國に紹介した、メイ牛山女史に依つて主宰されて居るハリウッド美容研究室は築地の河岸に臨んだ泰聖ビルの五階に有ります。女史は渡米すること前後二回、その間、ポートルランドのサニタリー美容大學、サンフランシスコのドンラックス美容大學、ロスアンゼルスのマクドナルド美容大學を卒業し、ニューヨーク市のウイルフレッド美容大學に學び、ユージン會社に於てパーマメントウエーブの研究をされ、その間の彼地に於ける活躍は世の人に既によく知られて居る所であります。

そのハリウッド美容研究室は最も信用されてよい美容學校の一つであり、此處の卒業生が全國には多數に活躍して居ります。此の研究室は、矢張り女史の主宰するハリウッド美容室と連絡が有り生徒は此處で實習の便宜を與へられます。又、將來の就職にも係員の手で相當に旋斡して貰へることも特點の一つであります。何といつても、此の研究室の持つ信用が大したものです。

次にその入學要項、研究室規則を加へておきます。

養成期間——本科、四ヶ月 速成科、二ヶ月

本科——は美容術の全般を教授するのであつて、全部で二十五科目を教授します。研究科——本科卒業者の研究する所です。

専科——は本科の二十五科目の中、結髪とか美顔術とかを限つて修得しようとする

る人の爲に設けられたもので、一科目に就き一ヶ月の修學で充分であります。

學科——本科百二十圓、研究科一ヶ月十圓、専科六十圓

右の外、材料費が要ります。

結髪用材料としては三圓位、美顏材料としては約二圓、美爪用材料として十三圓位であります。その他元結、ピン、ネット、化粧品、白粉、紅等の消耗品費は一ヶ月二圓位を必要とします。

寄宿舎——地方から上京して入學される人の爲に設けられたもので一ヶ月舎費（寄宿費、三食費、電熱料等を含む）二十五圓であります。

### ハリウッド美容研究室規則

- 一、本室ハ美容ニ關スル技能及智識ヲ授ケ優秀ナル婦人美容師ヲ養成スルヲ持ツテ目的トス
- 二、本會ノ休日左ノ如シ  
日曜日及祝祭日、
- 三、本室ノ教授時間ハ午前九時ヨリ五時間トス、速成延長スベシ、但シ時期ニヨリ始業時間ヲ變更スル事アルベシ、夜學部ハ三時ヨリ七時マデ
- 四、教授終了者ニハ卒業證書ヲ授與ス

- 五、成績優秀ナル卒業生ハハリウッド美容室ニ於テ招聘スルコトアルベシ
- 六、本室ニ入學セントスル者ハ身體強壯品行方正ナルヲ要ス
- 七、入學志望者ハ入學願書及履歷書ヲ差出スベシ
- 八、入學ヲ許可セラレタ者ハ保證人ヲ定メ保證書ニ授業料ヲ添ヘ差出スベシ
- 九、保證人ハ東京市或ハ隣接地ニ居住シ獨立ノ生計ヲ營ミ本會ニ於テ適當ト認メタル者タルベシ適當ノ保證人ナキ時ハ特ニ相談ニ應ズルコトアルベシ
- 十、保證人若クハ講習生ニシテ住所ヲ移轉シタル時ハ直ニ其旨届出スベシ
- 十一、病氣其他止ムヲ得ザル事情ニヨリ休學又ハ退學セントスル者ハ其理由ヲ具シ保證人連署ノ上届出スベシ
- 十二、研究生ニシテ左記各項ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ除名スルコトアルベシ
  - 一、性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認ムル者
  - 二、正當ノ理由ナクシテ引續キ一ヶ月以上缺席シタル者
  - 三、出席常ナラザルモノ
  - 四、相當ノ理由ナクシテ屢授業料ノ納付ヲ怠リタル者
  - 五、本室ノ體面ヲ穢シ或ハ本室ノ秩序ヲ亂シ其他生徒トシテアルマジキ言行ヲ爲シタル者
- 十三、傳梗ノ懼アル疾病ニ罹リタル者ハ全治迄出席スルヲ得ズ
- 十四、既納ノ授業料ハ如何ナル事情アルモ返還セズ
- 十五、授業料ハ本會在籍中ハ出席ノ有無ニ拘ラズ毎月五日迄ニ當該月分ヲ納入スベシ
- 十六、修學上必要ナル材料費ハ自辨スベシ

美容師になるには

その教職員は次の如き方です。

三〇

名譽顧問

理學博士

藤原 咲平氏

校長

早川雪州氏夫人

青木 鶴子氏

教授

メイ・ウシヤマ氏

結髪・美容・美装術一般

本店主任

メイ・ウシヤマ氏

同

伊東 ミネ子氏

結髪・美顔術・高等美容術

主任教師

川上 千代乃氏

着附・化粧・美顔法

須天 神奈子氏

染髪・洗髪

長池 榮子氏

美容・結髪

仲居 ツルヨ氏

美顔術一般

支店主任

牛山 喜久子氏

生理衛生

醫學士

針谷 くに子氏

營業法規・消毒法

藥學士

森 和夫氏

化粧品製造法・美容材料講義

主事

小野 竹人氏

美容院宣傳經營法  
パーマネントウエイツ法

齋藤 有弘氏

牛山 吉次郎氏

本院名譽講師(自由科)

醫學衛生講話

醫學博士

深瀬 周一氏

修養講話

法藏院住職 文學士  
前婦人世界記者

中村 俊定氏

社會學講話

婦女界編輯長

太田 菊子氏

英語講話

青山學院教授 マガレット・アイグルハート氏

會計經濟講義

東京商業學校教授

坂本 喬介氏

昔畫講話

映畫スター

高田 稔氏

### 二、マリー・ルウイズ美容女學校

— 東京市麻布區材木町二拾番地 —

我が國に於ける美容術が殆んど總て米國式である中に、マリー・ルウイズ美容女學校だけは佛國式ふつこくしきの美容術を教授して居ります。

本校は校長マリー、ルウイズ女史ぢよしが大正の初年佛國より歸朝して本邦最初の高級美容院を創立し、同時に、美容講習會を開いて教授を始めたのが起源であつて、爾來二十餘年多數の美容師を世に送つて相當な名聲めいせいを博して居ります。

#### ○マリー・ルウイズ美容女學校學則抄

- 第一條 本校ハ美容及家政ニ關スル知識技能ヲ授ケ情線ヲ高メ婦徳ヲ涵養シ優秀ナル婦人美容師ヲ養成ス  
ルト共ニ理想的ノ家庭生活ノ準備ヲナサシメ優美ニシテ賢明ナル家庭婦人ノ養成ヲ目的トス
- 第二條 本校ハマリー・ルウイズ美容女學校ト稱シ東京市麻布區材木町二十番地ニ置ク
- 第三條 本校ニ美容學部ヲ置キ美容學部ヲ更ニ夜晝ノ二部ニ分ツ
- 第四條 本校ノ生徒定員ハ左ノ如シ  
美容學部 一五〇……内夜間部 三〇名 美容家政部 五〇名

第五條 本校ノ修業年限左ノ如ク定ム

#### 美 容 學 部

晝間部	本科	壹	ケ	ケ	年
同	洋裝科	六	ケ	ケ	月
同	和裝科	六	ケ	ケ	月
同	美裝科	二	ケ	ケ	月
夜間部	本科	壹	ケ	ケ	年
同	洋裝科	六	ケ	ケ	月
同	和裝科	六	ケ	ケ	月
同	美裝科	二	ケ	ケ	月

#### 美 容 家 政 學 部

普通科	六	ケ	ケ	月
高等科	六	ケ	ケ	月
隨意科	二	ケ	ケ	月

第六條 本校ノ學科課程及每週教授時間數左ノ如シ

美容師になるには

美容學部畫間部 本科

學科	學期	第一學期			第二學期			第三學期		
		時間	科目	時間	科目	時間	科目	時間	科目	時間
修身禮法										
生理學										
消毒法規										
化粧品化學										
和裝法										
洋裝法										
美裝法										
計		三六		三六		三七		三五		

三四

美容學部畫間部 洋裝部

學科	學期	一期間 六ヶ月			每週教授時間數
		時間	科目	時間	
修身禮法					
生理學					
消毒法規					
洋裝法					
計		三六		三三	

美容學部畫間部 和裝科

學科	學期	一期間 六ヶ月			每週教授時間數
		時間	科目	時間	
修身禮法					
生理學					
消毒法規					
和裝法					
計		三六		三三	

美容學部畫間部 美裝部

學科	學期	二期間 六ヶ月			每週教授時間數
		時間	科目	時間	
修身禮法					
生理學					
消毒法規					
美裝法					
計		二六		三三	

第二編 美容學校

三五

美容師になるには

夜間部 本科

學科	學期	第一學期	第二學期	第三學期
修身禮法				
生理學				
消毒法規				
化粧品化學				
和裝法				
洋裝法				
美粧法				
計		一八	一八	一八

夜間部 洋裝科

學科	學期	第一學期	第二學期	第三學期
修身禮法				
生理學				
消毒法規				
洋裝法				
計		一八	一八	一八

夜間部 和裝科

學科	學期	第一學期	第二學期	第三學期
修身禮法				
生理學				
消毒法規				
和裝法				
計		一八	一八	一八

夜間部 美裝科

學科	學期	第一學期	第二學期	第三學期
修身禮法				
生理學				
消毒法規				
美裝法				
計		一八	一八	一八



美容師になるには

美容家政學部普通科

科目	期間	六ヶ月	毎週時數
修身公民科		家庭道德、社會道德、國民道德、時事問題	一
禮法科		日本禮法、社交心得一般	一
美容科		理論(色探學、化粧品化學)照明學、日本髪、洋髪、美顏術、化粧品、爪磨	一七
家事科		理論(衣、食、住、家庭經濟、家庭看護、家庭物理、家庭化學)實習(和洋裁縫、洋服裁縫)	一七

美容家政學部高等科

科目	期間	六ヶ月	毎週時數
修身公民科		家庭道德、社會道德、國民道德、公民道德、時事問題	一
禮法科		日本禮法、社交心得一般	一
美容科		理論(化粧品化學、風俗史、色探學、化妝品)技術(和髪法、美髪術、洋髪法、美容法)着附法、爪磨、毛染法	一七
家事科		理論(衣、食、住、家庭經濟、家庭看護、家庭物理、家庭化學)實習(和洋裁縫、洋服裁縫)	一七

美容家政學部隨意科

科目	期間	一ヶ月以上	隨意	毎週教授時間數
和服裁縫科				二
洋服裁縫科				二
日本料理科				二
西洋料理科				二
手藝染色				二
華道				二
書道				二
和音楽				二

第七條 本校ノ授業ハ美容學部晝間部及美容家政學部ハ午前九時ヨリ午後四時迄、美容學部夜間部ハ午後

六時ヨリ九時マデトス(但シ時季ニヨリ變更スルコトアルベシ)

第十一條 本校ニ入學セントスル者ハ身體強壯品行方正ニシテ美容學部ハ尋常小學卒業ノ滿十六歲以上、美容家政學部、普通及隨意科ハ高等女學校卒業程度又ハコレト同等ノ學力ヲ有スル者、美容家政學部科ハ本校美容家政學部普通科ノ卒業シタル者ニ限ル

第二十三條 本校ノ入學科ハ金參圓トシ學費料ハ美容學部晝間料及ビ美容家政學部各科共ニ金拾圓トシ美容

學部ハ各科共金七圓トス

第二十九條 本校ハ地方ヨリノ入學者ニシテ適當ナル監督者ヲ有セサル生徒ノ爲ニ寄宿舎ヲ設置ス

第三十二條 食費ハ實費支辨トシ月額金拾五圓合費ハ金額六圓トス

此の學校は、マリー・ルウイズ女史を校長に戴く外、醫學博士千葉淑則氏、大妻高等女學校大妻コタカ女史を顧問として居り、その教員の顔觸れは左記の通りで殆んどその道の専門大家であります。

擔任教員

修身科	大妻コタカ
禮法科	大妻コタカ
生理、衛生	醫學士 加藤正一郎
消毒法規・化粧品化學	岩重昇
洋裝科	マリー・ルウキズ
洋髮科	マリー・ルウキズ

美裝術科	千葉益子
同	須山常子
美顏術科	須山常子
同	杉本靜枝
洋髮科	下間あさ子
和髮科	清田ハナ
同	矢口せい子
舎監(兼)	杉本靜枝

三、芝山美容學校

— 横濱市中區住吉町二ノ三 —

横濱市に於ける代表的な美容學校であります。此の學校は文部省の許可を得た財團法人組織であり、又神奈川縣の指定になつて居り卒業生は無試験開業を許されます。それ故に學校としても信用してよいし、且、他の學校に比して情操教育、一般常識の

開發かいはつに注意して呉れる等の特徴とくちょうが有り、その卒業生も多數が好成績を擧げて居る様に見受けられます。

### 芝山美容學校學則

#### 第一章 總則

- 第一條 本校ハ芝山美容學校ト稱ス
- 第二條 本校ハ美容術營業ニ從事シ又ハ從事セントスル者ニ必須ナル知識技能ヲ授ケ併セテ國民道德ノ教養ニツトムルヲ以テ目的トス
- 第三條 本校ニ本科、速成科、研究科、講習科ノ四科ヲ置ク
- 第四條 本校ノ各料定員左ノ如シ  
本科 五十名 速成科 十名 研究科 十名 講習科 各五十名
- 第二章 學科課程、學科目、每週教授時數、修業期間
- 第五條 學科目、學等課程、每週教授時數ハ(一號表)ニ依ル
- 第六條 修業期間ハ本科ニケ年、速成科六ヶ月、研究科一ヶ月、講習科五十時間トス
- 第三章 學期、授業時間、休業日
- 第七條 學期ヲ定ムルコト左ノ如シ  
一、本科ハ之ヲ左ノ三學期ニ分ツ  
第一學期 自四月一日至八月三十一日 第二學期 自九月一日至十二月三十一日  
第三學期 自翌年一月一日至三月三十一日

- 二、速成科 自四月至六月 自九月至十一月 自一月至三月
- 三、研究科 毎月自一日至末日
- 四、講習科 晝間部ハ毎月自一日至一四日及自十五日至末日  
夜間部ハ毎月自一日至末日

#### 第八條

- 但シ講習科ニアリテハ教授時間數ニ滿タザルトキハ修了期ヲ延長スルコトアルベシ
- 授業ノ終始時限ヲ定ムルコト左ノ如シ
- 一、本科、速成科、研究科及講習科晝間部ハ自午前九時至午後三時
  - 二、講習科夜間部ハ自午後五時至午後九時
- 但シ季節ニ依リ終始時限ヲ變更スルコトアルベシ

#### 第九條

- 休業日ヲ定ムルコト左ノ如シ
- 一、祝日、大祭日、日曜日、横濱開港記念日、伊勢山大神宮祭、學校創立記念日
  - 一、冬期休業 自十二月二十二日至翌年一月十日
  - 但シ研究科ニアリテハ七月ヲ夏期休業、十二月ヲ冬期休業トス
  - 一、學年末休業 自三月二十六日至四月三日

#### 第四章 入學、退學、賞罰

- 第十條 本校生徒ノ入學ハ本科ニ在リテハ四月上旬、速成科ニ在リテハ每始業期ノ初メ、研究科ニ在リテハ毎月上旬、中旬、夜間部ハ毎月上旬トス  
但シ缺員アル場合ニ限り適宜入學ヲ許可スルコトアルベシ
- 第十一條 本校ニ入學シ得ルモノハ尋常小學校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有ツ身心共ニ健全ナル者ニシテ左ノ如シ

美容師になるには

四四

- 一、本科ハ滿十二歳以上
  - 二、速成科ハ滿十八歳以上
  - 三、研究科ハ本科速成科又ハ講習科ヲ卒業シタル者若ハ卒業ニ經驗アル者
  - 四、講習科ハ二ケ年以上美容術ノ實務ニ従事シタル者
- 第十二條 入學志願ノ者ハ入學願書ニ戸籍抄本及履歷書ヲ差出ス可シ  
但ツ現ニ美容術ノ實務ニ従事スル者ハ之ヲ證スルニ足ルベキ書類
- 第十三條 入學ヲ許可セラレタル者ハ保證人連署ヲ以テ本校所定ノ誓約書ヲ差出ス可シ
- 第十四條 退學セントスル者ハ其ノ事由ヲ記シ保證人連署ヲ以テ届出ヅベシ
- 第十五條 品行不良ニシテ成業ノ見込無キ者ハ校長之ニ停學若ハ退學ヲ命ズルコトアルベシ
- 第十六條 品行方正學術優秀ナル者ニハ授賞スルコトアルベシ
- 第五章 卒業及修業
- 第十七條 卒業及修業ヲ認定スルニハ左ノ方法ニ依ル
- 一、本科ニ在リテハ各學期末並ニ學年末ニ於テ試験ヲ行ヒ平常ノ成績ヲ總合考查シテ進級並ニ卒業ヲ認定ス
  - 二、速成科及研究科ニ在リテハ學期末ニ於テ卒業試験ヲ行ヒ卒業ヲ認定ス
  - 三、講習科ニ在リテハ修了期末ニ於テ試験ヲ行ヒ修了ヲ認定ス
- 第六章 入學科、授業料其他
- 第十八條 本校學費ヲ定ムル事左ノ如シ
- 一、入學料 金貳圓(入學ノ際納附スルコト)
  - 二、授業料

- 一、本科 一ヶ月 金 五圓 (毎日五日迄其月分ヲ納附スルコト)
  - 二、速成科 一ヶ月 金 拾圓 (同前)
  - 三、研究科 一ヶ月 金 拾五圓 (同前)
  - 四、講習科 一ヶ月 金 五圓 (入學當初ニ於テ納附スルコト)
  - 五、實習材料費 一ヶ月 金 參圓 (毎月五日迄ニ其月分ヲ納附スル事)
  - 六、校費 一ヶ月 金 壹圓 (同前)
- 第十九條 特別ノ事情アルモノハ授業料入學料等ヲ免除スルコトアルベシ
- 第二十條 一旦納附シタル學費ハ之ヲ返戻セズ

(第一號表)

學科課程及每週教授時數

學科要項	本科		速成科	講習科
	第一學期	第二學期		
修身科	道德ノ要旨 授時間	同上	同上	同上
國語科	普通文講讀 作文	同上	同上	同上
生理解剖科	生理解剖學 大意	同上	同上	同上
數學科	實用數學	同上	同上	同上

合計	法規	美容科	結髪科	マツサージ科	電気科	消毒科	衛生科
	營業取締規則 關係法規	理論及應用	理論及應用	理論及應用	理髮應用 電氣學大意	消毒法 大意	衛生學 大意
二六	〇	八	八	一	一	一	一
	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
二七	一	六	六	一	一	一	一
	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
二六	一	八	八	一	一	一	一
	同上					同上	同上
五〇	六					一四	一二

本校の校長は芝山みよか女史であります。

四、その他の諸學校

東京市内だけでも八拾餘の美容學校が有ると言はれて居ます前に擧げた三校の外、信用に足る學校の名稱及び所在地を掲げて置きますから、詳細は各自規則書請求の上研究になるがよいと思ひます。

女子整容大學園	東京市麴町紀尾井町六
高山整容女學校	同 麴町區三番町六七
日本女子美髮學校	同 神田區表猿樂町二
巴里院美容女學校	同 神田區東福田町二
東京美容女學校	同 日本橋區吉川町一〇
日本美髮美容學校	同 牛込區市ヶ谷臺町一四
高木女子美髮學校	同 小石川區表町九一
お茶の水美容女學校	同 本郷區東竹町一七
忍ヶ整容女學校	同 下谷區池端七軒町三九
佐藤女子美容學校	同 淺草區神吉町一一
東京美容寺修女學校	同 淺草區田中町二
東京整容學校	同 澁谷區代々木大徳寺跡
日本女子美容術學校	同 中野區中野町一五

美容師になるには

- 整容高等女學院 同 四谷區傳馬町二丁目
- 女子美髮學校 同 牛込區水道町
- 大門美容研究學會 同 淺草區元吉町一
- 東京理容學校 同 芝區宇田川町

右の如きが相當知られた學校です。此の外、美松で山野千枝子女史が、伊東屋で吉行あぐり女史が研究生を募集されて居ります。

### 第三章 地方の美容學校

美容學校は相當變遷するものですから、その數は多くても基礎がしつかりして居るのは少いやうです。

地方の美容學校を掲げておきます。此の外に多數有ると思ひますが、新聞、雜誌等に注意して居れば判ります。左記は府縣知事の認可あるもののみです。

函館女子職業學校 北海道函館市

上川女子職業學校 同 旭川市

岐阜理髮學校 岐阜縣岐阜市

名古屋美髮女學校 名古屋市中區春日町

大阪理髮學校 大阪市此花區西野田

神戸美髮女學校 神戸市下山手通

高等美髮學校 廣島市廣瀬町

吳理髮學校 廣島縣吳市

帝國美髮女學校 山口縣下關市

九州女子美髮學校 福岡縣福岡市

福岡女子美髮學校 同

## 第三編 美容術試験

### 序

美容學校を卒業され、或は實地に就いて修得された方が獨立でやつて行かうとされるならば美容術試験に合格しなければなりません。一、二の例外は有るやうですが、學校卒業者もその他の者も開業資格を得る爲には是非此の試験に合格しなければなりません。

以下、美容術試験に就いて述べて行きます。

### 第一章 試験の科目及程度

美容試験は各府縣に於て行はれます。

試験は目下のところ學術試験のみであつて、實地試験を行つて居る所は殆んど有り

ません。美容術營業規則は府縣に依つて多少の差異が有りますから、試験の科目や程度も多少の相違は有ります。だが此の試験は美容術を營業しようとする人に課される點に就いては變り有りませんから、その科目、程度も一般の標準は有ると言へます。その試験科目は(學科)は大體次の如きものです。

生理衛生

傳染病學

消毒法

美容材料品學

美容關係法規

此の學科試験合格者に對して口頭試問が行はれます。

程度は美容術營業に必要な常識といふ程ですから大したことは有りません。

極く概念的な知識さへ有れば充分と思ひます。従つて、醫師や看護婦になる試験等とは全然異つて居ります。

それから美容術試験は資格試験であつて競争試験では有りませんから、一定限度の成績さへ得れば必ず合格出来ます。相當な勉強さへしておけば誰でも合格疑ひなしであります。

## 第二章 試験の準備

美容學校の生徒ならば別に試験準備の必要は有りません。何故なれば學校に於て試験科目が授けられて居るからです。

その他の人ならば、受験科目の中、幾つかを始めて勉強しなければならぬ方も有ると思ひます。全然素人の人は先づ美容材料品學化粧品學から研究にかゝるがよいと思ひます。

美容材料品學に就いては適當な参考書は有りませんが、平素新聞や雜誌等に注意して居れば相當な知識は得られるものです。

生理衛生、消毒法等は先づ女學校程度の知識が有れば、十二分です。ですから、その程度の學校教科書に依つてよく調べ、特に皮膚疾患であるとか、傳染病であるとかには充分注意しておかねばなりません。

法規は僅かですから試験前にづうつと眼を通しておけば結構です。これは各府縣に依つて多少は異なりますが、卷末に美容術營業取締法規を附録して参考に供することにしました。つまらない法文に力を注ぐより、美容師としての必要な遵守事項、設備届出事項、營業者と管理人との關係事項等を充分研究して置くべきです。

それから、非常に参考になるのは既往の試験問題に當つて見ることです。試験問題集としては如何なる書でも同様ですが、

美容術試験問題集

二、五〇

一、一四

東京市麴町區三番町十六

高山美容院 發行

美容衛生學試験問題集

東京市本郷區東竹町十七

東京婦人美學美容學校發行

はよいと思ひます。



受験準備指導書としては二、三の講義録が有ります。

婦人結髪術

山崎晴光著 三、〇〇

美容化粧品學

大河内元治著 東京婦人美容美髪學校發行 一、七〇

美容師受験講座

五辻治仲編 高山美容院發行 三、三〇

美容美髪講座

東京市神田區猿樂町七 日本美容學會發行 五、〇〇  
東京市澁谷區代々木 東京整容學校發行

前述の書物は充分だとは申しませんが、参考にはなります。特に實地にその業に就いて居られる方が、その實際を理論的につかんで行くには好伴侶たるを失ひません。

特に一節を割いて準備に就いて述べましたが、別に受験準備と大袈裟に言ふことは

ないと思ひます。別に何らの準備もせず。試験前二、三の法令を調べておいただけで合格した人も有りますから、試験といつても恐るるに足りません。

### 第三章 出願手續

美容術試験は毎年一回以上行はれます。その出願期間、施行期日及場所並に試験科目は豫告が有ります、東京では警視廳で告示されます。本府は六月十日に施行されることになつて居ります。出願期限は三月三十一日でしたが、これは例年もその通りらしいです。

受験資格は満十八歳以上の者で滿二ケ年以上實地を修得したものでなければいけません。その外には別に規定は有りませんから、誰でも受験出来ることになります。

志願者は關係書類を取りまとめて住所地の警察署に提出します。警察署では其の書類を管理後一定期間の後住所と受験番號を通知します。試験當日はその受験番號表を持參、注意書通りの場所に集合して受験します。

美容師になるには

以上述べた関係書類とは

美容術試験受験願

美容術試験受験願

本籍

戸主トノ關係

住所

姓名

年 月 日生

一、業態種別

一、實地修得證明書

一、戸籍抄本

一、寫 眞

別紙通り

別紙通り

二 葉

右者昭和 年 月 日施行ノ美容術試験受験致度候間別紙關係書類

相添此段及御届候也

昭和 年 月 日

右 姓

名 ㊦

警視總監殿

實地修得を證するに足るべき書類（修得地所轄警察署長の證明なるもの）

戸籍抄本（又は謄本）

寫眞（出願前六個月以内に撮影したる名刺型半身無臺紙のもの二葉）

です。右の中、實地修得證明書は、各人所轄警察署から受けねばなりません。その願書様式は次の通りです。

美容術營業實地修得證明願

一、住 所

姓名

年月日生

一、美容術實地修得ノ場所

一、美容術實地修得期間 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日 日間

右美容術實地修得ナシタルコト美容術試験受験願出ニ必要有之候間  
右御證明相成度此段及御願候也

昭和 年 月 日

右 姓

名

何々警察署長

警視

殿

右の試験は單に筆記試験のみですから、その後一定期間後再び合格の通知を受取つてから定められたる日に定められたる場所で口答試験を受けます。

試験科目、程度は筆記試験、口答試験を通じて同じです。

その後合格通知を受けてからも、一度警察署或は警視廳に出頭して合格證書を受けます。

#### 第四章 試験の實際

試験は美容術試験だからといって普通な試験と變りは有りません。

次に簡単な受験の心得を添へて置きます。

試験を受けるについて最も必要なのは實力で、充分勉強して實力をつけて置くべき事は申す迄ありませんが、試験の受け方、つまり受験の要領如何も與つて力ある所多大であります。警視廳防疫課長井口博士は受験者の爲めに試験の受け方に就て左の十戒を述べられました。

【第一、氣を落着ける事】 何よりも大切なのは沈着であります。慌てた爲めに又の

ばせた爲めに折角覚えてゐた事も思ひ出せないで長い間の苦心を一瞬にして棒に振る事が多いのは驚くばかりであります。試験場では心を静めて一切の雑念を断つて受験に専念される事が大切です。

【第二、受験番號の記入を忘れぬ事】 答案用紙には名を書く代りに受験番號を記入するのでありますが、往々之れを忘れ何人の答案であるか解らず係員の方に迷惑をかける事が多いのでありますが、此の場合は零點をつけられる事もありますから充分の注意が必要であります。

【第三、答案は別々の用紙に認める事】 問題は一間毎に別の紙に認め各別の状袋に入れて出すべきで同じ紙に書き續けてはいけません。

【第四、問題は解つてゐるのから先に答案を認める事】 問題が出たら總べての問題を二回位づ、精讀し、中で一番よく覚えてゐるのから答案を書き一番覚えてないのを後廻しにしなければなりません。でないとも最初から難問題にぶつゝ、かつて折角覚えてゐたものも、時間不足頭腦の疲勞の爲め書けなくなるやうな不幸な結果を生じます。

【第五、問題を精讀する事】 試験問題は氣をおちつけて少くとも三度位は精讀する事。決して讀み違へをせぬ様注意しなければなりません。例を挙げますと「消毒法の種類」を「消毒薬の種類」と、「心臓の位置」を「腎臓の位置」の如きであります。

【第六、答案は簡單明瞭】 答案は簡單明瞭にして要領よく認める事で、クドク長たらしく書く事は非常に不利であります。

第一……………

(イ)……………

(ロ)……………

第二……………

(イ)……………

(ロ)……………

と言ふ風に簡條書に正確に書くのがよろしい。

【第七、答案を作るには】 問題を熟讀してから何を答案に書くべきかを大體頭の中

で考へ其の要領を別の紙に書いてみるのも結構です。そして順序が大體定まつてから筆をとるやうにするのが一番よろしいので、問題を見るなり出鱈目に書きなされるのは最も損なやり方であります。

【第八、答案は三回以上精讀する事】 答案が出来上つたら氣を靜めて三回以上讀み直す事。誤字、脱字の無い様注意する事が大事です。

【第九、答案が出来ましたら】 手を舉げて答案の出来た事を試験委員に告げます。そうすると委員が取りに来られるなり自身で委員の手許に出すやう命せられます。答案を書いて其のまゝ委員に渡さずその上に置いて出る人もありますが、ヒョットして反古と間違へられぬとも限りませんから答案は必ず委員に手渡しする事を忘れてはなりません。

【第十、最後迄努力する事】 受験者の中には三十分位で退場する人もありますが他人が出すと氣が落付かなくなつて不用意な答案を出して飛び出す人がありますが、試験は自分が受けてゐるのだと言ふ事を忘れないで、他の人の事で自分の氣持を亂したりする様では合格の見込みはありません。最後の一人になつても時間の許す限り頑張つて答案を完全なものにする事が必要です。たとへ少しも覺えのない問題でも決して諦めてはなりません。氣を落着けて考へてゐる間には、書物の何の邊にあつたか、先生がどんな講義をされたかを思ひ出すものであります。如何なる力があつても諦めをよくして飛出さぬ事。試験には最後迄努力を続けなければいけません。

#### 答案の認め方

試験を受けるに必要な事は次の二つであります。

第一、其の事柄を正確に記憶する事。

第二、答案の認め方に注意を拂ふ事。

第一に就ては受験科目に定められた事柄を正確に記憶して何が出てても速座に其の核心をつかみ答へられる様に實力をつけて置く事で細かい枝葉の事柄は第二として大體の事柄をハツキリ頭に入れて置く様勉強しておく事が大切です。

第二、に就いてはどうすればよいかと言ふと (一)文字を奇麗に書く事 (二)認め

る事柄をうまく配列する事。

(一) 試験官にも感情がありますから見苦しい答案よりも奇麗な答案が喜ばれます。奇麗と言つても達筆にと言ふ意味でなく解りよくスラ／＼讀める様を書く事です。試験官によい感じを與へる事は採點の上に尠からず受験者の利益になるのであります。殊に美容術試験には時間がタツブリあるのですから初め下書を作り後に「清書」する餘裕は充分にあらうと思ひます。

(二) 内容の配列の巧拙は同じやうに覺えた事でも随分異つた結果を生ずるものであります。書き方が悪いと試験官に充分意味が通せず満足な點數をもらへない様な不幸を招く事になりますから充分注意する必要があります。「皮膚の構造」と言ふ問題について二つの書き方を記して御参考に供します。

【不明瞭な書き方】 皮膚は吾人身體の表面を被覆するものにして、これを三層に區分し最外層を表皮と言ひ、更に此の表皮を角層と粘膜層に分つ、又其中層は之を眞實と唱へ更にこれを乳頭層と網狀層との二つとす。其の下に 下結蹄織あり。皮膚附

屬物として皮脂を分泌する汗脂線、汗を分泌する汗腺又毛根、神經、血管は眞皮中に存在す。而して此の神經は皮膚知覺神經にして所謂觸覺を司るものとす。尙以上の外爪、毛髮ありいづれも皮膚の變形せしものなり。

右のやうな記述は相當の内容を持ち乍ら内容配列の苦心が足りないと思ひます。

### 【明瞭な書き方】

一、皮膚の所在及作用、皮膚は吾人身體の表面を被覆するものにして次の六作用がある。

(1) 保護作用 身體の表面を被包し外來の刺戟(機械的、化學的、細菌的等)を防ぎ以て身體を保護す。

### (2) 體温調節作用

(イ) 氣温低き時體温の發生少き時は皮膚は收縮して體温の發散を防ぐ。

(ロ) 氣温高き時は體温の發生多き時は皮膚は弛緩して體温を發散せしむ。斯くすも尙發散不充分なる時は更に發汗して發散を計る。

(3) 觸覺作用 皮膚は末梢神經(知覺)の終端たる觸小體を有し之によりて寒暖、精粗、痛痒、部位等を觸知す。

(4) 排泄作用 發汗により老廢物の一部を排泄す。

(5) 呼吸作用 極めて微量なるも呼吸作用(酸素を吸収し、炭酸を排泄す)をなす。

(6) 吸収作用 表皮面に塗られたもの、幾分を吸収する事あり。

二、皮膚の區別を分ちて次の三層となす。

(1) 表皮 角層

粘膜層又はマルピギ氏層

(2) 眞皮

乳頭層——神經血管此處ま來れり

網狀層——毛髮、汗腺、汗脂線此處にあり

(3) 下結蹄織——多量の脂肪を藏す

三、附屬物

(1) 毛髮 毛幹、毛根を區別し毛根は毛囊に包まれて眞皮中にあり毛幹は表皮を貫

きて表面に出づ

(2) 爪 指趾末節の背面にあり

(3) 汗腺 汗を分泌するものにして皮下結蹄織より起り皮膚の表面に開口す

(4) 汗脂腺 毛根の近くにあり膚脂を分泌す

右の答案は記載も明瞭で試験官も一目して採點し得られ點數も充分に得られると思ひます。

それから資格試験でありますから競争は有りませんが、受験者の八割以上が合格して行くことをつけ加へて置きます。

昭和六、七、八年度の警視廳に於ける美容術資格試験出願者數を參考までに掲げて置きます。

昭和六年度 五、五七二人

昭和七年度 五、六〇二人

昭和八年度 四、八八二人

毎年毎に志願者は増加して行くやうです。昭和八年度に於て少くなつて居るのは昨年拾二月に發令せられた改正廳令第三十四條及第五十一條に依るものであります。即ち第三十四條では年齢は各業態を通じて一ケ年を増し、結髪、美髮術にあつては實地修得期間を一ケ年延長されて居り、又第五十一條では七ケ年以上の實地修得者に對する無試験營業が許されたからであります。

## 第四編 美容師の將來

### 序

第一編で申上げた如く、美容師といふ職業は時代の風俗流行を支配するものであり、又女子の職業として最も高尚で収入の多いものであります。此れまでに美容師といふ職業が進歩を遂げた原因は種々有ると思ひますが、その經營に當つて

- 一、固定資本が少くてその回收が早く容易いこと
- 一、流動資金を要しないこと
- 一、總てが現金であること
- 一、宣傳がし易いこと
- 一、客が婦人専門であること

等の諸條件に依り、その經營が非常に樂であるからだと思ひます。それ故に、美容師



と言ふ職業はまだ、発展の可能性を多くもつて居るのですが、その中で勝れた美容師として時代に先じようとする方は今一層研究を重ねて新しい段階に到達されなければなりません。

これから、美容師の將來に就いて少し述べることに致します。

## 第一章 美容と醫學との提携

勿論、現代の美容術が在來の髮結びを一步先んじたのは、それが科學的根據を有して居たからであります。然し、私は今一層此の點に就いての研究が必要と思ふのであります。

或る醫學博士は次の様に言つて居られます。

容姿の美しさを希ふのは人間自然の情であります。ところが、この「容姿の美」といふことについては地方、民族乃至個人の嗜好によつて、その標準に著しい差が有り

ます。

一般に文化の低い民族ほど、顔面、肢體に刺青や彩色を施すとか、故らに身體の一部に醜い（と私達には思はれます）變形を起させるとか、種々怪奇な、自然を損ふやうな加工をして、これを美と感ずるやうであります。之に反して文化の發達した民族は、自然の美即ち健康に依る美しさを尊重する傾向が有ります。従つて現代の人々は顔貌の表情、身體各部の均整等、姿體の全體が表現する魅力、殊にいき／＼した活力を以て美と稱するのであります。

容姿の美は結局これを容姿の好悪と皮膚の性状とに歸することが出来ます。然し、この二つの内でも皮膚はことに大きな價值をもつのであります。何故と申しますと、容姿の美は前に申したやうに、個人の趣味に依つて甲、乙必ずしも一致しないのみならず、たとへ、姿が如何に美しく整つて居ても皮膚に病的な變化があつては大いに全體としての美しさを損じます。之と肢體に肌理の細かい、光澤のよい、健康な皮膚は大いに容姿の缺點を補ひます。諺に「色の白いのは七難隠す」とさへ申します。この

健康な皮膚を美しいと感ずるのは、姿體の場合と異り、誰も甲乙なく美しいとするのでありませう。それ故に美容の最も大きな要素は皮膚の健康であると言ふことが出来ます。

美容術といふのは本来、べに、おしろいの類を用ひて容貌に美しい外観を與へる技術と解されて居ますが、これを吾々醫師たるものの立場から申しますれば、美容術とは皮膚の病的變化を防止又は除去し、若しくは之を被包してその自然の美を助長し、發揮せしむるのを目的とし、その根據を醫學の上に置くべきものであります。

例へば、美容上の問題に上る皮膚の變化若しくは異常と申しますと、

- 一、先天性異常 口母斑、あざ、あかあざ等
- 二、皮膚分泌異常 あぶら手、あぶら足、わきが、にきび、あかはな、あれ性等
- 三、色素の異常 しみ、そばかす、しうなます等
- 四、角化異常 手掌、足蹠の肥厚、龜裂、うをの目、いぼ等
- 五、毛の異常 ぬけ毛、無毛、多毛、異常發生等

六、寄生性皮膚病 しらくも、はたけ、みづむし、なまづ、黄癬等

の如きであります。これら皮膚の病氣又は異常は、治療を加へても治り難いものもあります。又最初はあまり注意をひかぬ無害なものでも年月を経るに従つて、異常な發育を遂げ、悪性な、危険な病症に變化する可能性を持つものも有ります。斯様なものは既に美容の問題を離れて、醫學の力に依つて除去し、治療する必要があります。美容術が醫學と結合するか、若しくは醫學にまで向上するか、美容術の明日は必ず斯くなるものと思ひます。

×

全く同感です。恐らく世の人達の要求と、美容術の進歩向上は必ず醫學に接近して來るものです。現に歐米に於ける有名な美容師は殆んど總てが女醫であります。

心有る方々は既に研究の方向を此の方面に進めて居られると思ひますが、猶多數の参加を切望します。

## 第二章 美容技術の向上

美容術の技術のみに就いても、猶進歩は要求されるものであります。現在行はれて居る種々の方法は、世に婦人達の要求を満足せしむるものとは決して申されません。美容に關する一般技術を修得されて自分の生活の安定が得られたら、更に進んで自ら研究工夫されたいものです。

我が國に於ける美容學校で教授する科目、程度は歐米のそれに比しては甚だお粗末です。勿論、その歐米の高尙な技術を我が國にとり入れた所で直ちに行はれることは先づ無いでせう。然し、美容師達が研究工夫して新方面を開拓して行かなかつたならば、今でこそ新しい職業と誇つて居れる美容師が、髪結ひさんと同じやうなものになることは必然です。

「之で充分だ」と言ふ所は決して來るものではない。貴女方が新しく美容に關する知識を得られたならば、得られる程、之からの研究の必要を感じられるに違ひ有りませ

その後は、自分で研究されるもよし、又餘裕の有る方は外國にまで研究に行かれるのもよいでせう。我が國の美容師の中には外國へ行つて來られた方が相當有ります。然も名聲有る方は殆んど洋行した人達です。だが、その人等の美容術も完全だとは言へません。

外國にはもつと勝れたものが有ります。之を取入れることに依つて我が國の美容術が一層發展することは疑も有りません。

例へば、米國に於ける眞實の美容師と言ふのは、その各人の顔、皮膚に合せて白粉を作るだけが仕事なのです。つまり、一種の藥劑師です。ウエーブをしたり、髪を結つたり、白粉、紅をつけたりするのはその人につかはれてる人等がやる仕事です。我が國で美容師と言ふのは、この下段をやつてゐる人なのです。髪結ひさんと同様に何かしら美容師が軽く扱はれるのは此の邊に理由が有ると思ひます。

美容師が、眞實の女性の美しさを守る人であるならば斯く有るべきが當然だと思ひ

ます。

美容師が醫者や藥劑師のやうになるといへば、恐らく反對も豫想されるのですが、有志の方は是非、斯ういふ面倒な障礙を越えて、美容界の新生面を開いて頂きたいものです。

## 附 録

### 美容術營業取締規則

美容術營業取締規則は昭和七年十一月二十一日に一部改正された。

改正要旨は昭和五年に施行された美容師取締規則の、第一條、第四條、第八條、第十二條、第十三條、第十五條、第二十七條、第三十一條、第三十二條、第三十三條、第三十四條、第四十二條、第五十一條、第五十二條、第五十三條であります。

第一條 本令に於て美容術營業と稱するは頭髮、髻鬚の剪剃、結髮、美毛術、美爪術又は美顏術を爲す營業を謂ふ。

第二條 本令に於て所轄警察署と稱するは營業所々在地所轄警察署を謂ふ。

第三條 美容術營業（以下單に營業と稱す）は本令に依る美容術試験（以下單に試験と稱す）に合格したる者にして自ら營業を管理するに非ざれば之を爲すことを得ず、但し試験に合格したる者をして營業を管理せしむるときは此の限りに非ず。

第四條 營業を爲さむとする者は左の事項を具し所轄警察署に願出で許可を受くべし  
管理人若くは第五號、第七號の事項を變更し相續、讓受又は營業所の移轉、改築、  
修繕其他の變更を爲さむとするとき亦同じ但し願に關係なき事項は之を省略するこ  
とを得。

一、本籍住所、氏名及生年月日（法人に在りては其の名稱、事務所々在地、代表者  
の氏名及び定款の寫）

二、管理人の本籍、住所、氏名及生年月日

三、屋號

四、營業所の所在地

五、業態の種別

六、試験合格書又者營業者資格證明書の寫（本人又は管理人）

七、營業所の構造仕様書及圖面並に工事落成期日

八、料金額

前項第一號乃至第三號又は第八號の事項に變更ありたるときは五日内に所轄警察  
署に届出づべし

第五條 左の各號の場合に於ては營業を許可せざることをあるべし

一、精神病者、癲癩病者又は結核、癩「トラホーム」其他の傳染性疾患ある者にし  
て營業者として不適當と認めたるとき。

二、營業所の場所不適當と認めたるとき

三、其他不適當と認めたるとき

第六條 美容術作業場の構造は左の各號に依るべし但し土地の狀況、建物の構造又は  
業態に依り斟酌することあるべし

一、床は板張又は不滲透質の材料を用ふこと

二、周壁は床面より六〇糎以上板張又は不滲透質の材料を以て構造すること

三、洗場は不滲透質の材料を用ふること

四、採光換氣を充分ならしめるため適當なる装置を爲す

第七條 營業所の工事落成したるときは所轄警察署に届出で使用認可を受くべし

第八條 營業者は家族其の他の者をして業務に従事せしめたるときは本人の本籍、住所氏名生年月日を具し五日内に所轄警察署に届出づべし  
前項の従業者従業せざるに至りたるとき又は其の届出事項に異動ありたるとき亦同し

第九條 精神病患者、癲癩病患者及び結核、癩「トラホーム」、其の他の傳染疾患ある者は美容術の作業に従事せしむることを得ず

第十條 營業者は營業所の設備其の他に關し特に左の事項を遵守すべし

- 一、營業所は常に清潔に保持すること
- 二、作業に必要な器具、被布及び布片類は相當數を備ふること
- 三、消毒薬は時々取替へ使用し得る様に相當量を備ふること
- 四、適當數の唾壺を備ふること
- 五、覆蓋ある毛髪容器を備ふること

第十一條 美容術の作業に従事する者は左の事項を遵守すべし

- 一、營業所内は時々掃除し毛髪は毛髪容器に收容すること
- 二、作業中は清潔なる白布の作業衣を着用し顔面の作業の際は「マスク」を使用すること
- 三、作業着手前一客毎に石鹼を以て手指を洗滌すること
- 四、頸卷、枕當、蒸タオル、手拭其の他客の皮膚に接觸する布片類は一客毎に清潔なるものと取換ふこと
- 五、客用の被布は清潔なる白布を使用すること
- 六、客の皮膚に接觸する器具は一客毎に洗滌すること
- 七、消毒薬は時々之を取換へ使用すること
- 八、客の需めに依るの外鼻腔、耳毛の剃毛を爲さざること
- 九、酒氣を帯びて作業を爲さざること

第十二條 前條第六號の洗滌は左の各號の藥品の一を以て爲すべし

- 一、五十倍石炭酸水（日本薬局方防疫用石炭酸二分に水九十八分を除々に加へ攪拌又は振盪し使用の都度振盪すること）
  - 二、五十倍「クレゾール」石鹼水「日本薬局方のレゾル石鹼液二分に水九十八分を加へ攪拌又は振盪して製し使用の都度振盪すること
  - 三、「アルコール」（日本薬局方）
  - 四、炭酸「ソーダ」水（日本薬局方炭酸ソーダ五分を水九十五分に溶解して製す）
- 第十三條 皮膚に疾患ある客に接したるときは前條の藥品の一を以て手指を洗滌し器被布、手拭其の他頸卷の類は左の各號に定むる方法の一に依り消毒すべし
- 一、藥品消毒（前條の石炭酸水又はクレゾール石鹼水に三十分以上浸漬し置くこと）
  - 二、蒸氣消毒（攝氏百度以上の濕熱に一時間以上觸れしむること）
  - 三、煮沸消毒（沸騰後三十分以上煮沸すること）
- 第十四條 前二條に定むる以外の藥品又は消毒方法に依り洗滌又は消毒を爲さむとするときは所轄警察署の許可を受くべし

第十五條 第十一條の遵守事項又は料金額は營業所の見易さ場所に之を揭示すべし

第十六條 營業者は化粧品其の他にして衛生上有害の虞あるものは之を使用することを得ず

第十七條 營業所は隨時當該官吏をして臨檢せしむ

營業者は前項の臨檢を拒むことを得ず

第十八條 營業者は當該官吏の要求ありたるときは合格證書又は資格證明書を提示すべし

第十九條 所轄警察署に於て必要ありと認むるときは營業者管理人又は從業者に對し醫師の診斷書の提出を命ずることあるべし

第二十條 左の第一號の場合に於ては營業者より第二號の場合（法人に在りては解散の場合）に於ては戶籍法第一百七條の規定に依る届出義務者（法人に在りては清算人）より五日内に所轄警察署に届出づべし

- 一、廢業し又は休業一ヶ月に及びたるとき

二、營業者死亡し又は所在不明一ヶ月に及びたる時

第二十一條 所轄警察署に於て衛生上其の他必要ありと認むるときは營業者又は管理人に對し別段の命令を發することあるべし

第二十二條 所轄警察署に於て管理人又は從業者不適當と認めたるときは營業者に對し其の變更又は解雇を命ずることあるべし

第二十三條 左の各號の一に該當するときは營業の許可を取消し又は停止を命ずることあるべし

一、他人に名義を假すの事實ありと認めたるとき

二、工事落成期日を経過し猶落成せざるとき

三、使用認可ありたるに拘らず一箇月内に開業せず又は引續き六箇月以上休業し開業の見込なしと認めたるとき

四、衛生上風俗その他公安を害するの虞ありと認めたるとき

五、本令又は本令に基きて發する命令に違反したるとき

第二十四條 營業者所在不明三箇月に及びたるときは營業の許可は其の效力を失ふ

第二十五條 營業者組合（以下單に組合と稱す）を設置せむとするときは組合格約及代表者を定め組合区域内同種營業者の三分の二以上の同意を得所轄警察署を経由し警視廳に申請し認可を受くべし其の規約を變更せむとするとき亦同じ

第二十六條 組合の區域は一警察署の管轄區域に依るべし但し業態土地の狀況其の他特別の事由あるときは此の限にあらす

第二十七條 組合区域内の營業者は組合に加入し其の組合の秩序を保持すべし

第二十八條 左の各號の事項は十日内に組合代表者より所轄警察署を経由し警視廳に届出づべし

一、組合代表人の異動

二、組合總會の決議

三、組合の解散

第二十九條 組合は其の事業成績及收支決算を習年一月三十一日迄に所轄警察署を経



由し警視廳に届出づべし

第三十條 警視廳に於て取締上必要ありと認むるときは組合の認可を取消し又は組合に對し規約者は代表者の變更其他の事項を命ずることあるべし

第三十一條 營業者聯合組合を設置せむとするときは第二十五條の規定に準じ事務所所在地の所轄警察署を經由し警視廳に申請し認可を受くべし其の規約を變更せむとするとき亦同じ

聯合組合の區域は警視廳の管轄區域に依るべし、業態に依り特別の事由あるときは其の業態の區別に依り聯合組合を認可することあるべし

認可したる聯合組合に對しては第二十七條乃至第三十條の規定を準用す

第三十二條 試験は毎年一回之を行ふ但し必要により臨時試験を行ふことあるべし  
出願期間、施行期日及場所並に試験科目は豫め之を告示す

第三十三條 試験を受けむとする者は左の各號の事項を具し住所地所轄警察署を經由し警視廳に願出づべし

一、本籍住所氏名及生年月日

二、業態の種別

三、實地修得を證するに足るべき書類(修得地所轄警察署長の證明あるもの)

四、戸籍謄本又は抄本

五、寫真(出願前六ヶ月内に撮影したる名刺型半紙無臺紙のもの二葉)

第三十四條 試験を受けむとする者は滿十八歳以上にして滿二個年以上實地修得を爲したるものなることを要す

第三十五條 試験は學科及實地に付き之を行ひ學科試験は筆記及口述とし左の科目の全部又は一部に付き之を行ふ但し必要に依り學科試験は筆記又は口述の一を以て行ひ實地試験は之を省略することあるべし

一、美容術に關する生理衛生及傳染性疾病の大意

二、消毒方法

三、美容材料品の大要

四、美容術營業の關係法令

第三十六條 受験者は試験場に於ては總て試験係員の指示に従ふべし受験者試験に關し不正の行爲ありたるときは試験を停止し又は其試験を無効とす  
合格證書付與の後、に於て前項の事實ありたることを認めたるときは其合格を取消し合格證書は之を返納せしむ

第三十八條 他の廳府縣に於て試験に合格し又は之と同一の合格を取得し第三十四條の規定に適合する者に對しては考査の上營業者資格證明書を付與す

營業者資格證明書は合格證書と同一の效力を有す

第三十九條 前條の規定により營業者資格證明書の付與を受けむとする者は左の事項を具し住所所轄警察署を経由し警視廳に願出づべし

- 一、本籍、住所、氏名及生年月日
- 二、業態の種別
- 三、履歷書

四、實地修得を證するに足るべき書類（修得地所轄警察署長の證明あるもの）

五、他の廳府縣に於ける合格證書又は之に代るべきものの寫

六、戶籍謄本若くしは抄本

七、寫眞（出願前六ヶ月内に撮影したる名刺型半身無臺紙のもの）二葉

第四十條 合格證書又は營業者資格證明書を滅失若くは毀損したるときは其理由を具し寫眞（出願前六個月内に撮影したる名刺型半身無臺紙のもの）二葉を添附し警視廳に再交附を願出づべし

第四十一條 第八條、第九條、第十五條、第十六條、第十七條第二項、第十八條の規定及罰則並に第四十四條の規定は之を管理人に準用す

第四十二條 第三條、乃至第二十四條の規定及罰則並に第四十四條の規定は美容術を營業せざるも之を業と爲す者に準用す

第四十三條 第三條、第七條乃至第十六條、第十七條二項、第十八條、第二十條の規定に違反したるとき又は第十九條、第二十一條、乃至二十三條の規定に基く命令に

違反したるときは拘留又は科料に處す

第四十四條 營業者は其の戸主、家族、同居者、雇人その他の營業者が其の業務に關し本令又は本令に基きて發する命令に違反したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て處罰を免るゝことを得ず

營業者法人なるときは本令に規定する營業者に對する罰則は之を法人の代表者に適用す

附 則

第四十五條 本令は昭和五年七月十日より施行す

第四十六條 昭和二年六月警視廳令第三十號美容術營業取締規則は之を廢止す

第四十七條 第三條第一項の規定は昭和五年九月三十日迄之を適用せず

第四十八條 第三條第二項の規定は本令施行の際、現に二ヶ所以上の營業所を經營する者に付昭和六年十二月三十一日迄之を適用せず

第四十九條 本令施行の際現に許可を受け營業を爲す者にして昭和五年九月三十一日

迄に本籍、住所、氏名、生年月日、營業所所在地、業態の種別及料金額を具し寫眞(届出前六ヶ月内に撮影したる名刺型半身無臺紙のもの)二葉を添附し所轄警察署を経由し警視廳に届出でたる者は本令に依り許可を受けたるものと看做す

前項の届出を爲したる者及本令施行後昭和五年九月三十日迄に營業の許可を受け同日迄に前項の規定に準じ届出を爲したる者に對しては營業者資格證明書を付與す

營業者資格證明書は合格證書と同一の效力を有す

第五十條 營業者死亡し又は入營したる時同居の戸主又は家族にして引續き其營業所に於て營業を爲さむとし營業者の死亡又は入營後十日内に第四條第一號乃至第五號及第八號の事項を具し所轄警察署に願出でたるときは當分の間第三條の規定に拘らず期限を附し營業を許可することあるべし

前條の規定は昭和五年七月十日より之を適用し營業願出の期間に付ては本令施行の日より之を算す

第五十一條 東京府内に於て昭和五年七月九日以前に美容術の業務に従事し滿七個年

以上實地修得した者にして營業を爲さむとし第四條第一號第三號乃至第五號第七號及第八號の事項並に實地修得を證するに足るべき修得地所轄警察署長の證明書を具し所轄警察署に願出でたるときは當分の間第三條の規定に拘らず考査の上營業を許可することあるべし

前條の考査は警視廳に於て之を行ふ

第五十二條 本令施行前結髪又は美容術の業務に従事する者にして昭和八年に行ふべき試験に限り試験期日迄に滿一個年以上實地修得を爲し且滿十七歳に達する者に對しては第三十四條の規定は之を準用せず

第五十三條 本令施行前警視廳に於て付與したる合格證書又は營業資格證明書は左の種別に拘らず本令に依る合格證書と同一の效力を有す

第五十四條 本令施行の際現に第四十二條の業を爲す者に付ては第三條乃至第八條、第十八條、第二十條、第二十二條、乃至第二十四條の規定 昭和八年八月三十一日迄之準備せず

### 美容術開業諸手續書式

美容術營業を初めますには左の手續が入用です

美容術營業願	
本籍	府縣 郡市 町區 番地
住所	區 町 丁目 番地
	戸主 何某何 (又ハ妻)
	姓名
	年 月 日生
一、屋 號	

- 一、營業 所在地
- 一、業態の種別 結髪、美毛術、美顔術
- 一、營業合格書又ハハノ營業者資格證明書
- 一、工事落成期日
- 一、料 金額

右之通美容術營業致度候間御許可相成度此段及御願候也

年 月 日

右 姓 名 印

警 察 署 長  
警 門 殿

營業所ノ構造仕様書

- 一、床ハ板張（又板張ノ上コリノリュム張トス）
- 二、周壁ハ床面ヨリ高サ六〇糎腰板張トス
- 三、洗場ハ不滲透質の陶器洗面器ヲ用ユ
- 四、採光換氣ヲ充分ナラシムル爲何間何尺ノ硝子窓ヲ二ヶ所ニ設備ス

圖 面

其店に應じて構造仕様書に合せて書く

美容術營業工事落成届

一、住所

美容師になるには

九六

姓名

年 月 日生

一、營業所々在地

一、用途 美容術營業所

右美容術營業所工事本日落成致候間使用御認可相成度此段及御届候也

年 月 日

右 姓 名 印

何々警察署長

警 視 殿

落成届を提出後、所轄警察署より使用認可證を下附されるに及んで實際に營業に取りかゝるのです

美容術營業従業者届

一、本籍

戸主ノ何

一、住所

姓 名

年 月 日生

右之者昭和 年 月 日ヨリ左記營業所ニ於テ作業ニ從事致候間此段及御届候也

營業所

市 區 町 番地 名印

美容術營業 姓

昭和 年 月 日

何々警察署長

警 視 殿

附録 美容術開業諸様手書式

九七

美容術營業従業者廢止届

一、本籍

姓 名

年 月 日生

右之者左記營業所ニ於テ美容術ノ作業ニ従業致居候處昭和 年

月 日從業廢止候ニ付此段及御届候也

營業所 市 區 町 番地

美容術營業

姓 名印

昭和 年 月 日

何々警察署長

警視 殿

# 美容術試験問題及解答

## 第一章 關係法令

### 第一 警視 總令 美容術營業規則

一、美容術營業とは如何なる營業を申しますか。

美容術營業取締規則第一條を言へばよいのですが、此の規則で言ふ美容術では人體の皮膚、筋肉に變化を來すやうな、例へば隆鼻術、ほくろとり等は含まれて居りません。

二、美容術營業は誰でもすることが出来ますか。

第三條の如く、誰でも勝手にすることは出来ません。次のやうな二つの場合に限りません。

- (1) 美容術試験に合格した者が自分で営業する場合。
- (2) 美容術試験に合格した人を雇つてその人を管理人として営業する場合
- 三、一人で何ヶ所かの営業所の管理が出来ますか。  
出来ません。一人では一営業所を管理することしか出来ません。
- 四、営業の許可願を出しても許可されない場合が有りますか。  
有ります。
- 五、それはどんな場合ですか。  
次の三つの場合です。

- (1) 病氣——精神病者、癩癩病者又は結核、トラホーム、その他の傳染性疾患があつて業者として不適當な場合
- (2) 場所——営業の場所が不適當なる場合、例へば、その営業所が衛生上非常によくない場合とか、同業者間の距離が非常に接近して居るような場合等を言ひます。

(3) 其の他——警察署が不適當と認めた場合、例へば、業者の素行が悪いと言つたやうな場合です。

#### 六、美容術作業場の構造には如何なる規定がありますか。

次の四つの規定が有ります。

- (1) 床は板張及は不滲透質の材料——リノリウム、トタン、タイル、コンクリートの如きを用いること。
- (2) 周壁は床面より六〇糎以上板張又は不滲透質の材料を以て構造すること
- (3) 洗場は不滲透質の材料を用ひること。
- (4) 採光、換氣を充分ならしめる爲適當な装置をなすこと。

七、業者は家族や雇人やを勝手に業務に従事させることは出来ません。家族なり、雇人なりを業務に従事させる場合には、従事させる前に本人の本籍、住所、氏名、生年月日及經歷を所轄警察署に届出でます。



又、業務に従事することを止めた場合、前に届出た事柄に異動を生じた場合は五日以内に、所轄警察署に届出でます。

八、業務に従事することの出来ない場合又は従事させてはならない場合が有りますか如何なる場合でせうか。

精神病者、癩病者、結核、癩、トラホーム及び其の他の傳染性疾患有る場合は従事することは出来ません。又従事させることも出来ません。

九、營業所の設備について營業者の遵守しなければならぬ事項がありますが、何でせうか。

次の五つです。

- (1) 營業所を常に清潔にして置くこと。
- (2) 作業に必要な器具及布片類を適當に設備すること。
- (3) 消毒薬は時々取替へ消毒し得るやう充分に設備し置くこと。
- (4) 唾壺を適當數備へつけ置くこと。

(5) 覆蓋ある毛髪容器を備へること。

十、作業に従事する者の遵守しなければならぬ事項が有りますが何でせうか。

次の九つです。

- (1) 營業所内は時々掃除して、毛髪は毛髪容器の入れて置くこと。
- (2) 作業中は清潔なる白布の作業衣を着し顔面作業の際は「マスク」を用ひること。
- (3) 作業着手前一客毎に石鹼を以て手指を洗滌すること。
- (4) 頸巻、蒸タオル、枕當、手拭其の他客の皮膚に接觸する布片類は一客毎に清潔なるものと取換へること。
- (5) 客用の被布は清潔なる白布を使用すること。
- (6) 客の皮膚に接觸する器具は一客毎に洗滌すること。
- (7) 消毒薬は時々取換へ之を使用すること。
- (8) 客の需めに依るの外鼻孔、耳孔の剃毛を爲さざること。

(9) 酒氣を帯びて作業を爲さざること。

十一、作業場に掲示して置かなければならないことは何でせうか。

美容術営業規則第十一條の従業者の遵守事項と料金額は見易き場所に掲示して置きます。

十二、營業の許可を取消し又は停止される場合がありますが、如何なる場合でせうか。次の五つの場合です。

- (1) 他人に名義を貸した場合。
- (2) 工事落成期日になつても落成しない場合。
- (3) 使用認可になつてから一ヶ月以内に開業しない場合、又は六ヶ月以上も引續き休業した場合。
- (4) 衛生上、風俗上、其の外公安を害するやうな場合
- (5) 規則又は命令に違反した場合。

## 第二 結核、トラホーム豫防法

一、結核豫防上美容術業者の取締りを受けて居る事項は何ですか。

次の二つであります。

- (1) 營業所に痰壺を備へつけておかねばならないこと。
- (2) 健康診断を受けて萬一結核に罹つて居つた場合は業務に従事することを禁止されること。

二、唾痰の消毒は美容術営業規則に規定された消毒方法を用いて消毒して宜しいでせうか。

唾痰の消毒は結核豫防法施行規則に規定されたる消毒方法を用います。

### ○結核豫防法施行規則抜萃

第二條 學校、病院、製造所又は鐵道、電車、船舶、自動車、馬車等の發着待合所、劇場、寄席、活動寫真館、旅館、下宿屋、料理店、理髮店、湯屋其の其地方長官の指定したる多衆の集合する場所又は客の來集を目的とする場所には液體を入れたる適當個數の痰壺を配置すべし。

警察署長は前項の規定に依り配置したる箇所適當ならず又は其の個數充分ならずと認むるときは期日を指定して其の變更又は増數を命ずることを得。  
痰壺内の唾痰は消毒したる後に非れば投棄することを得ず。

第六條 第二條、第四條及第五條の規定に依る消毒の方法は明治三十年五月内務省令第十三號に依るべし但し藥物を以て唾痰を消毒するには鹽酸加里石炭酸水（防疫用石炭酸五分、鹽酸一分、水九十四分）を使用すべし。

三、トラホーム豫防上美容術業者の取締りを受けて居る事項は何でせうか。  
次の二つであります。

- (1) 一客毎に清潔なる手拭と換へなければ貸手拭をしてはならぬこと。
- (2) 健康診断を受けて萬一トラホームに罹つて居た場合は業務に従事することを停止さるること。

## 第二章 消毒法

一、消毒とは如何なることでせうか。

消毒とは傳染病の微菌を殺すことを云ひます。

二、殺菌とは如何なことでせうか。

傳染病の微菌のみならず一般微生物を殺すことを云ひます。

三、消毒は何故しなければならぬのでせうか。

消毒とは傳染病の微菌を殺すことで、傳染病の豫防上最も重要なことでもあります。殊に美容術業者としては公衆衛生上客の爲めに又自分の爲めにも少しも忽にするこの出来ない大切なことであります。

四、消毒方法には如何なる種類がありますか。

(一) 消毒方法には理學的消毒法と化學的消毒法との二種があります。

理學的消毒法とは藥品を用いないで消毒する方法で、例へば、消却消毒、煮沸

消毒、蒸気消毒、日光消毒、乾燥消毒、低温消毒等であります。化学的消毒法とは薬品を用いて消毒する法でありまして、例へば、石炭酸、クレゾール石鹼液、昇汞、酒精、フォルマリン等を用いて消毒する方法であります。

(二) 美容術営業規則に規定してある消毒法を左の四種であります。

- (1) 五十倍石炭酸水——三十分以上浸漬すること。
  - (2) 五十倍クレゾール水——三十分以上浸漬すること。
  - (3) 煮沸消毒——沸騰後三十分以上煮沸すること。
  - (4) 蒸気消毒——攝氏百度以上の濕漬に一時間以上觸れしむること。
- 五、如何なる場合に器具、被布、手拭、頸巻等を消毒しますか。  
皮膚に疾患ある客に接しました場合その時に用いた器具を消毒します。
- 六、美容術営業規則に規定されて居る石炭酸水の濃度及びその製法を答へなさい。  
濃度は五十倍です。製法は

防疫用石炭酸

二分

水

九十八分

の割合で作ります。

防疫用石炭酸は結晶ですから静かに液を加へて液體として作ります。

又、防疫用石炭酸と石炭酸とは同じものですが、防疫用石炭酸の方が稍粗製で安價ですから傳染病の消毒等には常に用いられます。

七、美容術営業規則に規定してあるクレゾール水の濃度及その製法を答へなさい。

濃度は五十倍です。製法は

クレゾール石鹼液

二分

水

九十八分

の割合で作ります。

八、石炭酸、クレゾール石鹼液はどんな薬ですか。

石炭酸は無色で針のやうな形に結晶して居り、一種の臭ひがある劇薬であります。

美容師になるには

一一〇

クレゾール石鹼液は、黄褐色の液體で一種の臭ひが有ります。劇薬ではありません。

九、唾痰の消毒はどうしますか。

唾痰の消毒には

- (1) 薬品消毒——二十倍鹽酸加石炭酸水(防疫用石炭酸五分、鹽酸一分、水九十四分を)用います。
  - (2) 焼却消毒
  - (3) 煮沸消毒——沸騰後三十分以上煮沸します。
- の三種があります。

猶、薬品消毒の場合には、唾痰と同容量を入れて充分攪拌して二時間以上その儘にして置いて便所等に捨てます。

十、美容術營業規則に規定せられて居る洗滌薬にはどんな種類が有りますか。  
次の四種類であります。

- (1) 五十倍石炭酸水
- (2) 五十倍クレゾール水
- (3) アルコール
- (4) 二十倍炭酸曹達水

十一、洗滌薬を用ひるのは如何なる場合でせうか。

- (1) 一客毎に作業を終つた後に器具を洗滌薬を以て洗滌します。
- (2) 皮膚に疾患ある客に接した場合には、作業を終つた後に洗滌薬を以て手指を洗滌します。

十二、美容術業者は手指に對し如何なる注意をしますか。

- (1) 作業前に一客毎に石鹼を以て手指を洗滌します。
- (2) 皮膚に疾患ある客に接した時は作業を終つた後に五十倍石炭酸水、五十倍クレゾール水、アルコール、二十倍炭酸曹達水の何れかの中で手指を洗滌します。

十三、客の皮膚に接觸する器具に對しては如何なる注意を拂ひますか。

(1) 一客毎に作業を終つた後に、器具は五十倍石炭酸水、五十倍クレゾール水アルコール、二十倍炭酸曹達水の中の何れかで洗滌します。

(2) 皮膚に疾患ある客に接した時は、作業を終つた後に、器具は五十倍石炭酸水又は五十倍クレゾール水中に三十分以上漬けて消毒するか、又は、煮沸消毒、蒸氣消毒をします。

### 第三章 解剖生理

#### 第一總論

一、人體はどんなものから出來て居ますか。

硬組織——骨の如き硬きもの

軟組織——肉の如き軟きもの

液體組織——血の如き流れるもの

二、人體各部の名稱の主要を答へなさい。

頭首(頭部)——頭蓋部、顔面部

頸部——前頸部、後頸部、側頸部

胸部——前胸部、側胸部、脊部

腹部——前腹部、側腹部、後腹部

上肢——上膊、前膊、手

下肢——大腿、小腿、足

三、頭首(頭部)各部の名稱を何と言ひますか。

頭蓋部——前頭部、顛頂部、後頭部、額部

顔面部——前額部、眉間、鼻部、口部、頤部、眼部、額骨部、頰部、顎部、鼻部

四、内臓とは何を言ひますか。

身體には、頭蓋腔、胸腔、腹腔と言ふ三つの腔洞があります。頭蓋腔及びそれ

美容師になるには

一一四

と連絡して居る脊柱管内にある脳髓、脊髓、胸腔内にある肺臓、心臓、腹腔内にある胃、腸、肝臓、脾臓、腎臓、膀胱(子宮、卵巢)等を内臓と言ひます。

### 第二骨

一、骨を形状により如何に區別しますか。

長骨、短骨、扁平骨

二、骨の联接には如何なる種類が有りますか。

關節——二つ以上の骨が集つて運動をするもの

軟骨接合——二つの骨の間に軟骨があつて連つて居るもの

骨縫合——二つの骨が噛み合つて居るもの

三、關節の種類を答へなさい。

蝶番關節、車軸關節、顆狀關節、鞍狀關節、球窩關節、叢合關節

四、軟骨とはどんなものですか。

軟骨は骨よりも軟かで弾力に富んで居ります。而して黄白色で半透明であります。

五、頭骨にはどんな名稱の骨が有りますか。

頭蓋骨——前頭骨、顳頂骨、後頭骨、額骨、胡蝶骨、筋骨

顔面骨——鋤骨、鼻骨、淚骨、下甲介骨、額骨、上顎骨、下顎骨、口蓋骨

### 第三 肉 筋

一、筋肉にはどんな種類がありますか。

横紋筋(隨意筋)、滑平筋(不隨意筋)があります。

二、頭部(頭首)にある筋肉の名稱を答へなさい。

筋肉

咀嚼筋——食物を噛む時働く筋

皮筋(表情筋)——主として表情を現はすのに働く筋、次の五つに分れます。

- (1) 顔頂筋 — 頭蓋を被ふ筋
- (2) 外耳筋 — 耳の周りに有る筋
- (3) 眼瞼筋 — 筋の周りに有る筋
- (4) 鼻筋 — 鼻の周りに有る筋
- (5) 口筋 — 口の周りに有る筋

第四 消化器

一、消化器の名稱を答へなさい。

口腔、咽頭、食道、胃、腸、肝臓、脾臓であります。腸は更に小腸（十二指腸、空腸、廻腸）と大腸（盲腸、結腸、エス字状部、直腸）とに分れて居ります。

二、口腔にはどんな作用が有りますか。

- (1) 食物を噛み砕く作用
- (2) 食物中の合水炭素を消化する作用
- (3) 飲食物を味ふ作用

(4) 言語を作る作用

二、唾液腺にはどんな種類が有りですか。

耳下腺、舌下腺、顎下腺

四、唾液にはどんな作用が有りますか。

- (1) 食物と混じて之をやほらかにする作用
- (2) 食物中の合水炭素を消化して糖類にする作用
- (3) 口の内を湿して口の運動を助ける作用

五、歯の名稱とその數を答へなさい。

- (1) 乳歯の時は二十枚、水久歯は三十二枚であります。
- (2) 門歯 八、犬歯 四、小白歯 八、大白歯 十二（乳歯の場合は大白歯が有りません）計三十二枚

六、胃の位置及び其の作用を答へなさい。

胃は腹腔内の横隔膜の直ぐ下に正中線より左に偏つた所に有ります。その作用



美容師になるには

一一八

は食物を食糜といふどろ／＼のものにする作用、食物中の蛋白質を消化してペプトンとする作用の二つであります。

七、大腸にはどんな作用が有りますか。

(1) 消化作用

イ、胆汁が脂肪を消化して乳糜とする作用

ロ、膵液が含水炭素を消化して糖類とする作用

ハ、腸液が脂肪、含水炭素、蛋白質を消化する作用

(2) 吸収作用

イ、血管よりペプトン、糖類、水、鹽類を吸収する作用

ロ、乳糜管より乳糜、水、鹽類を吸収する作用

八、肝臓の位置及び作用を答へなさい。

肝臓は腹腔内の横隔膜の直ぐ下に正中線より右に偏つた所にあります。胆汁を分泌します。

九、膵臓の位置及び作用を答へなさい。

膵臓は腹腔内の腸の後方にあり、牛の舌のやうな形をして居り、膵液を分泌します。

### 第五 呼吸器

一、呼吸器の名稱を答へなさい。

鼻孔、咽喉、氣管、氣管支、肺臓

二、咽喉の位置及其作用を答へなさい。

喉頭は氣管の上部にあり、食道の前方に當ります。咽喉には聲帯と言ふものがあつて呼吸の場合に音聲を作ります。

三、肺臓の位置及作用を答へなさい。

肺臓は胸腔内に心臓の左右兩側にあり、殆んど胸腔を満して居ります。肺臓は血液を清浄にする作用が有ります。即ち、吸氣によつて肺に來た空氣中の酸素を捕へて血液に與へ、呼氣に依つて血液中のきたない炭酸ガスを空氣中に追ひ

出す作用をします。

四、呼氣と吸氣とどんな違いがありますか。

- (1) 酸素——吸氣には多く呼氣には少い。
- (2) 炭酸ガス——吸氣には少く呼氣には多い。
- (3) 温度——吸氣は低く呼氣は高い。
- (4) 水蒸氣——吸氣には少く呼氣には多い。

第六 循環器(血行器)

一、循環器の名稱を答へなさい。

心臓、動脈、毛細管、静脈

三、心臓の位置及作用を答へなさい。

心臓は胸腔内にあり左中兩肺の間にあり正中線より左に偏つて横隔膜の上にあります。心臓は血液を身體中に循環させる働きをします。

三、血管にはどんな種類がありますか。

動脈、毛細管、静脈

四、動脈と静脈とはどんな違いがありますか。

- (1) 動脈は心臓より身體中に血液が流れて行く路であり、血脈は身體中から心臓へ血液が流込む路であります。
- (2) 動脈は厚く弾力性があり強く丈夫であります。血脈は動脈より薄く弾力も少く弱くあります。

五、血液の成分を答へなさい。

血漿、赤血球、白血球、血小板

六、血管外に出た血液は如何なる變化をなしますか。

血液は血管に出ると血清と血餅との二種となります。血液中の血漿は血清と纖維素に分れ、その纖維素は赤血球、白血球、血小板と共に凝固して血餅となります。

七、血液はどんな役目をして居ますか。

(1) 血液は腸より吸収せる栄養分と呼吸器に依り空气中より取つた酸素とを身體中に運びます。

(2) 身體中に出来た炭酸ガスや老廢物を集めて身體の外へ追出します。

(3) 血液中の白血球は身體内に侵入せる細菌を喰ひます。

八、動脈血と静脈血とはどんな違ひが有りますか。

(1) 色——動脈血は鮮紅色でありますが静脈血は暗赤色であります。

(2) 酸——動脈血には多く静脈血には少くあります。

(3) 炭酸ガス——動脈血には多く静脈血には少くあります。

(4) 養分——動脈血には多く静脈血には少くあります。

(5) 老廢物——動脈血には少く静脈血には多くあります。

九、血液の大循環、小循環とはどんなことですか。

大循環とは血液が心臓を出て身體中を廻つて又心臓に歸ることを言ひます。委し言ふと、血液が心臓の左室を出て大動脈に入り、毛細管を経て、静脈管に入り

大血脈を通つて心臓の右房に歸ることを言ひます。小循環とは血液が心臓を出て肺臓に来て、再び肺臓より心臓に歸ることを言ひます。出る時は心臓の右室から出、入る時は心臓の左房に歸ります。

### 第七 泌尿器

一、泌尿器の名稱を答へなさい。

腎臓、輸尿管、膀胱、尿道

二、腎臓の位置及び作用を答へなさい。

腎臓は腸腔内にあり、腰部の脊柱の左右に一個宛あり、尿を分泌する作用があります。

### 第八 神 經

一、神經の種類を答へなさい。

中樞神經(腦髓、脊髓)、末梢神經(腦神經十二對、脊髓神經三十一對)交感神經

二、大腦の所在及其作用を答へなさい。

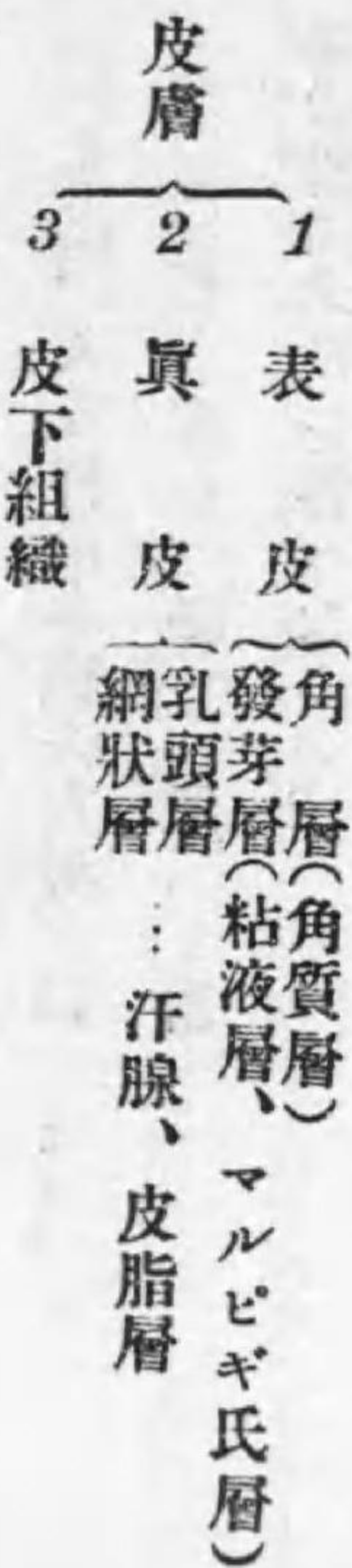
大脳は頭蓋腔内にあつて頭蓋腔の大部分を占めて居ます。而して左右に分れて居り、左のを左半球、右のを右半球と言ひます。考へること、記憶すること、感ずること等總で腦の作用です。大脳の各半球は反對側の身體半分の神經の働きを司つて居ります。

第九五 官 器

一、五官器とはなにを申しますか。

視覚器(眼)聽覺器(耳)嗅覺器(鼻)味覺器(舌)觸覺器(皮膚)

二、皮膚は如何なる構造ですか。



三、皮膚の作用を答へなさい。

(1) 身體の保護作用

(2) 體温の調節作用

(3) 觸覺作用

(4) 排泄作用

(5) 呼吸作用

四、粘膜とはどんなものですか。

粘膜とは鼻腔、口腔等の内面及び内臓の内面を被うて居り軟かく赤く常に液を分泌して滑らかなものであります。

五、皮脂腺とはどんなものですか。

皮脂腺は脂肪を分泌する所でありまして眞皮中にあります。而して脂肪を出す管は毛囊の所に口を開いて居ります。

六、汗腺とはどんなものですか。

汗腺は汗を分泌する所で眞皮の中にあります。而して汗を出す管は直接皮膚の表面に口を開いて居ります。

七、毛髪もうはつの各部の名稱を答へなさい。

毛幹もうかん——皮膚より外に出て居る部分

毛根もうこん——皮膚の中に包れて居る部分

毛球もうきゅう——毛根の下端の膨大せる部分

毛乳頭もうにゅうとう——毛球が包んで居る隆起せる真皮の一部分

毛囊もうなん——皮膚の毛根を包んで居る部分

八、毛髪もうはつの種類及名稱を答へなさい。

硬毛こうもう——頭髮、鬚髯、脇毛、眉毛、睫毛、鼻毛、耳毛、陰毛等

毳毛さいもう——顔やその他皮膚の表面にある軟い毛

九、毛髪にはどんな作用がありますか。

(1) 體温たいおんを調節する働きがあります。

(2) 知覺ちかくの働きがあります。

(3) 身體さうしよくの裝飾さうじよくとして大切たいせつであります。

十、鼻腔びこうの構造及その作用を答へなさい。

鼻腔びこうの前の孔を前鼻孔、後の鼻を後鼻孔と言ひ、鼻中道びちゆうだうに依つて左右に分れて

居ります。鼻腔びこうは上鼻道じやうびだう、中鼻道ちゆうびだう、下鼻道げびだうに分れ、鼻毛びもうを生じて居ます。鼻腔びこう

には臭におひを嗅かぐこと、呼吸こそをすることの二作用があります。

十一、耳みみの構造及びその作用を答へなさい。

耳みみは外耳がいじ、中耳ちゆうじ、内耳ないじの三耳より成り、外耳は更に耳翼じやく、外聽道がいとうだう、鼓膜こまくから出

來て居ります。耳は主として聽覺きかくを司つて居ります。

### 第四章 衛生

一、空氣くうきはどんな成分でせうか。

酸素さんそ、窒素ちつそ、炭酸ガスたんさんガスに塵埃ちんあい、細菌さい菌を含んで居ることがあります。

二、空氣くうきが汚染おせんしたとはどんなことですか。

空氣くうきが汚染おせんしたとは主として、酸素さんそが少なくなつて炭酸ガスたんさんガスが増した時と言ひま

すが、その他に、塵埃や細菌の多いのを汚染した空気と言ひます。

三、室内の空気はどうして汚染しますか。

- (1) 動物の呼吸によつて炭酸ガスが増加します。
- (2) 燃焼や採光法や温室法の爲に炭酸ガスが増加します。
- (3) 塵の立つ仕事は空気を汚します。

四、換氣は何故必要ですか。

空気が汚染し酸素が少くなると身體内の酸化作用が減じて健康を害ひ、同時に炭酸ガスが増して炭酸ガスの中毒を起しますから、換氣は非常に重要です。身體内の酸化作用と云ふのは、吸はれた空氣中の酸素が血液の中に入つて血液の色素(ヘモグロビン)と結びつき酸化ヘモグロビンとなります。之が身體中をめぐり身體中の營養素に合ふと酸素はヘモグロビンと離れて酸化作用を行ひ氣温を發生します。之を言ふのです。

五、換氣方法を答へなさい。

自然換氣法——戸障子の隙間等から自然に空氣の換ること。

人工換氣法——窓を開いたりして空氣を換へること。

六、營養素とは何を云ひますか。

營養素とは人間が生きて行く爲に必要な食物中の成分を言ひます。蛋白質、含水炭素、脂肪、水、鹽類、ビタミンの六つがあります。

七、入浴は何故必要ですか。

- (1) 皮膚に垢がつかますと健康を害しますから入浴して皮膚を清潔にすることは最も必要であります。
- (2) 入浴すると血液の循環がよくなります。
- (3) 精神が爽快になります。

八、美容術者として水に對してはどんな注意が必要でせうか。

- (1) 水道のある所では水道の水を用ひます。
- (2) 水道のない所では閉鎖式井戸の水を用ひます。閉鎖式井戸といふのは地表

面から十尺以下で井戸側の蓋をしたり又は全然井戸側を用ひないものを言ひます。

(3) 開放式井戸では晒粉の簡易消毒を行つて用ひます。簡易消毒法は井戸水五石に對して晒粉一匁の割合で朝夕井戸の中に入れて消毒する方法であります。

(4) 水は透明、無色、無臭で寄生虫の卵も細菌その他の混合物がないもので味は清涼ものでなくてははいけません。

九、採光法にはどのがありますか。

自然採光法——太陽の光線をとつて明るくする法。

人工採光法——電燈、瓦斯燈、蠟燭、石油ランプ等で光を採つて明るくする法。

——完——

### 美容師になるには終

昭和八年九月一日印刷  
昭和八年九月一日發行



美容師になるには  
定 價 金 四 十 錢

編 者 職 業 指 導 研 究 會

東京市四谷區新宿町一丁目八十八番地

發 行 者 北 村 常 三

東京市神田區三崎町三ノ二六

印 刷 者 百 目 木 智 蓮

不 許  
復 製

### 發 行 所

東京市四谷區新宿町一ノ八八  
振替口座東京二七一三〇番

三 友 社

電話四谷二二二一番

＝書考參驗受及習自＝

再版	二十版	再版	十二版	六十版	七十四版
本多吉雄著 現代算學問題の解き方	石塚好忠著 漢文の解釋と文法	文學士 青木武助著 中等日本史	文學士 橋本辰彦著 趣味の東洋歴史	文學士 橋本辰彦著 趣味の西洋歴史	文學士 橋本辰彦著 趣味の日本歴史
四六判洋装 定價一元二角 送料二角	四六判洋装 定價一元五角 送料二角	四六判洋装 定價一元二角 送料二角	四六判洋装 定價一元二角 送料二角	四六判洋装 定價一元二角 送料二角	四六判洋装 定價一元二角 送料二角
●本書は、算學の基礎から、代數、幾何、三角、統計、確率、微分、積分、まで、網羅的に解説し、例題、練習問題、を豊富に採り、理解を容易にする。また、算學の歴史、発展、なども解説し、算學の面白さ、奥深さを伝える。算學のマスターに役立つ良書である。	●本書は、漢文の基礎から、文法、語彙、読解、まで、網羅的に解説し、例題、練習問題、を豊富に採り、理解を容易にする。また、漢文の歴史、発展、なども解説し、漢文の面白さ、奥深さを伝える。漢文のマスターに役立つ良書である。	●本書は、中等日本史の基礎から、政治、経済、文化、まで、網羅的に解説し、例題、練習問題、を豊富に採り、理解を容易にする。また、日本史の歴史、発展、なども解説し、日本史の面白さ、奥深さを伝える。日本史のマスターに役立つ良書である。	●本書は、東洋歴史の基礎から、中国、朝鮮、東南アジア、まで、網羅的に解説し、例題、練習問題、を豊富に採り、理解を容易にする。また、東洋歴史の歴史、発展、なども解説し、東洋歴史の面白さ、奥深さを伝える。東洋歴史のマスターに役立つ良書である。	●本書は、西洋歴史の基礎から、古史、中世史、近世史、まで、網羅的に解説し、例題、練習問題、を豊富に採り、理解を容易にする。また、西洋歴史の歴史、発展、なども解説し、西洋歴史の面白さ、奥深さを伝える。西洋歴史のマスターに役立つ良書である。	●本書は、日本歴史の基礎から、古史、中世史、近世史、まで、網羅的に解説し、例題、練習問題、を豊富に採り、理解を容易にする。また、日本歴史の歴史、発展、なども解説し、日本歴史の面白さ、奥深さを伝える。日本歴史のマスターに役立つ良書である。

東京市西區 三友社發行 東京市西區 三友社發行  
番〇三一七二 番〇三一七二

＝書考參驗受及習自＝

重版	七十二版	再版	重版	重版	五十四版
中等教育研究聯盟編 現代世界の地理	角田政治著 趣味の世界地理	橋本辰彦著 新しい日本地理	中等教育研究聯盟編 日本地理	中等教育研究聯盟編 日本地理	角田政治・橋本辰彦共著 改訂中等趣味の日本地理
新五判洋装 定價一元二角 送料二角	四六判洋装 定價一元二角 送料二角	四六判洋装 定價一元二角 送料二角	新四判洋装 定價一元二角 送料二角	新五判洋装 定價一元二角 送料二角	四六判洋装 定價一元二角 送料二角
●本書は、現代世界の地理の基礎から、地形、気候、人口、まで、網羅的に解説し、例題、練習問題、を豊富に採り、理解を容易にする。また、世界の歴史、発展、なども解説し、世界の面白さ、奥深さを伝える。世界のマスターに役立つ良書である。	●本書は、趣味の世界地理の基礎から、自然、人文、まで、網羅的に解説し、例題、練習問題、を豊富に採り、理解を容易にする。また、世界の面白さ、奥深さを伝える。世界のマスターに役立つ良書である。	●本書は、新しい日本地理の基礎から、地形、気候、人口、まで、網羅的に解説し、例題、練習問題、を豊富に採り、理解を容易にする。また、日本の面白さ、奥深さを伝える。日本のマスターに役立つ良書である。	●本書は、日本地理の基礎から、地形、気候、人口、まで、網羅的に解説し、例題、練習問題、を豊富に採り、理解を容易にする。また、日本の面白さ、奥深さを伝える。日本のマスターに役立つ良書である。	●本書は、日本地理の基礎から、地形、気候、人口、まで、網羅的に解説し、例題、練習問題、を豊富に採り、理解を容易にする。また、日本の面白さ、奥深さを伝える。日本のマスターに役立つ良書である。	●本書は、改訂中等趣味の日本地理の基礎から、地形、気候、人口、まで、網羅的に解説し、例題、練習問題、を豊富に採り、理解を容易にする。また、日本の面白さ、奥深さを伝える。日本のマスターに役立つ良書である。

東京市西區 三友社發行 東京市西區 三友社發行  
番〇三一七二 番〇三一七二



編會究研導指業職

# 書叢導指業職

容内	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
	理髮師になるには	洋畫家になるには	小學校教員になるには	新聞記者になるには	看護婦になるには	齒科醫になるには	醫師になるには	海軍軍人になるには	陸軍軍人になるには	飛行家になるには
册各	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11
	鐵道員になるには	營林署官吏になるには	音楽家になるには	産婆になるには	遞信官吏になるには	文士になるには	外交官になるには	巡查になるには	自動車運轉手になるには	美容師になるには

▲以下 續刊

本書は各々其の専門家の叙述である。  
本書は其の内容説明が親切丁寧である。  
本書によつて希望職業の羅針盤になる。

册各

定價金四十錢  
送料金四錢

京東座口替振 行發社友三 區谷四市京東  
番〇三一七二 八八の一宿新

終

